

第八十四回国会 大蔵委員会 議 録 第二十八号

昭和五十三年五月九日(火曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長 大村 襄治君

理事 小泉純一郎君 理事 野田 毅君

理事 保岡 興治君 理事 綿貫 民輔君

理事 佐藤 觀樹君 理事 塚田 庄平君

理事 坂口 力君

愛知 和男君 池田 行彦君

宇野 宗佑君 小淵 惠三君

大石 千八君 後藤田正晴君

佐野 嘉吉君 坂本三十次君

高島 修君 林 大幹君

原田 憲君 本名 武君

村上 茂利君 森 美秀君

山崎武三郎君 山中 貞則君

伊藤 茂君 池端 清一君

大島 弘君 川口 大助君

沢田 広君 只松 祐治君

野口 幸一君 平林 剛君

山田 耻目君 貝沼 次郎君

二見 伸明君 宮地 正介君

高橋 高望君 吉田 之久君

荒木 宏君 永原 稔君

出席國務大臣 大蔵 大臣 村山 達雄君

出席政府委員 大蔵省銀行局長 徳田 博美君

委員外の出席者 文部省大学局学 生課長 石井 久夫君

文部省管理局私 学振興課長 斎藤 尚夫君

厚生省社会局生 活課長 鈴木 昭雄君

国民金融公庫総 裁 佐竹 浩君

参 考 人 中川 幸次君
(日本銀行理事)
大蔵委員会調査 室長 葉林 勇樹君

委員の異動

四月二十七日

高橋 高望君

補欠選任

佐々木良作君

同月二十八日

高橋 高望君

補欠選任

佐々木良作君

五月九日

高橋 高望君

補欠選任

野口 幸一君

同日

高橋 高望君

補欠選任

吉田 之久君

五月二日

高橋 高望君

補欠選任

野口 幸一君

同日

高橋 高望君

補欠選任

吉田 之久君

同月八日

高橋 高望君

補欠選任

野口 幸一君

同日

高橋 高望君

個人の土地建物譲渡所得の区分に関する請願
(北側義一君紹介)(第四一〇〇号)
同月九日

所得税の寡夫控除に関する請願(荒木宏君紹介)

(第四一五〇号)

同(寺前巖君紹介)(第四一五一号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二七二号)

同(加地和君紹介)(第四二三八号)

同(菊池福治郎君紹介)(第四二二九号)

同(工藤晃君(新自)紹介)(第四二四〇号)

同(小林正巳君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

同(河野洋平君紹介)(第四二四二二号)

は本委員会に付託された。

五月一日

貸金業の規制強化に関する陳情書（愛知県議会議長酒井鈴夫（第三〇二号））は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法案起草の件

租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第六五号）

○大村委員長 これより会議を開きます。

この際、昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般理事会等におきまして御協議を願ったのでありますが、三千億減税では、現下の国民の中にある不況感払拭はできないとし、さらに個人消費を拡大させるべく積極的政策推進を強く要望する意見のあることも理解しつつ、お手元に配付いたしましたような草案を作成した次第であります。

まず、本起草案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢に顧み、中小所得者の所得税負担を軽減する等のため、おおむね次のように昭和五十二年分の所得税について特別減税を行うものとしてあります。

まず第一、特別減税の対象となりますのは、昭和五十二年分の所得税であります。ただし、利子配当所得の源泉分離課税に係る税額、割引債の償

還差益の源泉分離課税に係る税額、附帯税等を含めないこととしております。

第二に、特別減税額は、本人六千円、控除対象配偶者または扶養親族一人につき三千円を加算しますが、昭和五十二年分所得税額を限度とするものとしております。

第三に、特別減税の方法であります。給与所得者については、転職した者、退職した者等特殊な者を除いて、原則として本年六月または七月に勤務先から還付することとしております。その他の者、すなわち確定申告をした者等については、本人の請求により税務署から還付することとしております。

なお、昭和五十三年六月二日以後に、昭和五十二年分所得税について確定申告書の提出、更正または決定などが行われる場合には、特別減税額を控除して税額を算出することとしております。

第四に、特別減税を受けることができる者が死亡したときは、相続人が還付請求し得ることとしております。

以上が、本草案の趣旨及び内容であります。

昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

〔本号末尾に掲載〕

○大村委員長 別段御発言もありませんので、この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があれば発言を許します。村山大蔵大臣。

○村山國務大臣 この法律案につきましては、政府といたしましては、現下の財政事情等から見てにわかに賛成いたしかねるところであります。が、院議として決定された以上、やむを得ないものと考えます。

○大村委員長 お諮りいたします。

この起草案を委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案として決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大村委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

午後四時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十時八分休憩

午後五時二十分開議

○大村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般理事会等で御協議願ひ、お手元に配付いたしましたような草案を作成した次第であります。

まず、本起草案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、現行の租税特別措置法におきましては、個人が政治活動に関する寄付をした場合に、当該寄付に係る支出金のうち、政党、政治資金団体、特定の政治団体または特定の公職の候補者等に対するもので政治資金規正法または公職選挙法により報告されたものにつきまして、税制上寄付金控除の特例措置の対象といたしております。が、本案は、その範囲を拡大して、次のように指定都市の議会の議員または市長を後援する政治団体等に対するものにつきましても同様な取り扱いをしようとするものであります。

第一に、指定都市の議会の議員または市長の職

にある者を推薦し、または支持することを本来の目的とする政治団体に対する支出金であります。

第二に、これらの公職の候補者または候補者となろうとする者を推薦し、または支持することを本来の目的とする政治団体に対する支出金であります。ただし、この場合は立候補の年及びその前年中にされたものに限られます。

第三に、これらの公職の候補者に対する選挙運動に關してされた支出金であります。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○大村委員長 この際、本案は歳入の減少を伴うこととなりますので、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があれば発言を許します。村山大蔵大臣。

○村山國務大臣 この法律案につきましては、政府といたしましては、やむを得ないものと考えます。

○大村委員長 お諮りいたします。

この起草案を委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案として決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大村委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○大村委員長 国民金融公庫法及び沖繩振興開発

金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府より提案理由の説明を求めます。村山大蔵大臣。

国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○村山國務大臣　ただいま議題となりました国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における高等学校、大学等への進学のために必要な資金の負担の表情にかんがみ、国民金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、新たに進学のために必要な資金の小口貸し付けを行うことができるようにするため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず、国民金融公庫法の一部改正について申し上げます。

第一は、進学資金貸付業務の追加であります。国民金融公庫は従来事業資金を供給してきましたが、高等学校、大学等に進学する者またはその者の親族に対して進学のために必要な小口の資金を融通する業務を、新たに国民金融公庫の業務として追加することとしております。

第二は、郵政省に対する業務の委託であります。

進学資金の小口貸し付けの業務のうち、別途、本国会で御審議いただいております郵便貯金法の一部を改正する法律により設けられる進学積立郵便貯金の預金者で郵政大臣のあつせんを受けるものからの申し込みの受理及びその者に対する当該貸付金の交付の業務を郵政省に委託することがで

きるよう所要の改正をすることとしたしております。

次に、沖縄振興開発金融公庫法の一部改正について申し上げます。

沖縄振興開発金融公庫法につきまして、国民金融公庫法の一部改正に準じて、所要の改正を行うこととしております。

なお、これらの改正に伴い、国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律、郵政省設置法等につき所要の改正を行うこととしております。この法律は、公布の日から起算して、六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することといたしております。

以上、この法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○大村委員長　これにて提案理由の説明は終わりました。

○大村委員長　この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、本案審査のため、本日、参考人として日本銀行理事中川幸次君の出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大村委員長　御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○大村委員長　これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川口大助君。

○川口委員　ただいま提案のありました国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案、以下公庫法と申し上げますが、これにつきましてお尋ねを申し上げます。

まず、お伺いしたいと思ふことは、この法律を提案しました根拠といふ背景といふ点で、どういふふうにお考えになつて提案されたか、お伺いしたいと思ふ点です。

○徳田政府委員　この法案を御提案申し上げました背景でございますが、昨年郵政審議会が何回か開かれたわけでございまして、その席上において金利引き下げが審議された際に、郵便貯金の貯蓄者に対して何らかの形でこれに報いる道が必要ではないかという議論がございまして、昨年九月の郵政審議会の答申におきましては、郵便貯金者の一定の貯蓄をした者に対しては、進学ローンという貸し付けを郵便局で行う制度について、これの実現について積極的に検討すべきではないかという要望が出されたわけでございまして、それから、昨年末におきまして、予算策定の際におきまして、郵政省の方から同じように、郵便貯金の貯蓄者に対して郵便局を通ずる進学ローンについての案が提出されたわけでございまして、

ただ、この案にはいろいろな問題点がございまして、一つには、郵便局においてその場で集めた金を右から左へ融資するという点につきまして、やはり財政投融資の一元化という観点から問題があるわけでございまして、貴重な財政投融資の原資は、財政投融資計画によりまして計画的、統一的に目的の輕重を比較考量しながら使われることが望ましいわけでございまして、この点に第一の問題点があつたわけでございまして、

それからもう一つの問題点といたしましては、貸し出しを行います機関といたしましては、すでに政府関係機関、御承知のとおり各公庫あるいは各銀行等があるわけでございまして、本来、貸し出しを行うならば既存のこのような機関を利用することが、行政組織全体の効率化からいって望ましいのではないかと、このように考えられた次第でございまして、

それから、第三の問題点といたしましては、国が関与いたしました何らかの形で進学ローンにつ

きまして優遇した措置をとる場合には、特定の者、つまりこの場合には郵便貯金をした人だけにそのような国の優遇した貸し付けを行うことは問題があるのではないかと、むしろ低所得者、つまり一般の金融機関から融資を受けることが非常に困難な人々全体が利用する制度にすることが望ましいのではないかと、このような点が考えられたわけでございまして、このようなことを背景といたしまして、郵政省と折衝いたしまして、ただいま提案申し上げたような法律改正に至つたわけでござい

○川口委員　ただいまの大臣の提案は、「最近における高等学校、大学等への進学のために必要な資金の負担の表情にかんがみ、これが主目的として提案がなされているわけです。ところが、ただいまの御説明をお伺いしますと、この背景となつたのはむしろ郵政省の事情だ、郵政省の方で、郵便貯金による直接的な融資方法、こういうものを考えたかどうかという審議会の答申に基づいて、その一つの方法としてこの進学ローンというもの

ものが考えられたのだというふうな背景によつて今回提案をされたということでありまして、大分大臣の提案のニュアンスと違つた理由に承るわけでありますが、この辺のところを明確にひとつお知らせを願いたいと思ふ点です。

○徳田政府委員　いさし端的に申し上げたわけでございますけれども、実は先生御指摘のとおり、最近、進学に当たりましては入学金、授業料その他がかなり高騰してまいりまして、進学する子弟を抱える父兄の負担というのは非常に増してきてたわけでございまして、このような問題に対処いたしますために、実は昭和五十年ころから一般の民間金融機関においても、このような何らかの形で教育ローンというのが創設されたわけでございまして、昨年の夏ころまでにはすでに五十を超え

る金融機関において教育ローンという形でそのような進学資金の融資が行われてきたわけでござい

同じく夏ごろに総理からも、やはり教育ローンを充実すべきではないかという御意向が示されたわけでございます。このように、一般に進学する子弟を抱えている父兄にとりまして、進学のために一時にかなり多額の費用を要するということは、社会的にも大きな問題になってきたわけでございます。

したがしまして、これに對しまして何らかの道で金融をつけることが非常に社会的な必要となつてきているわけでございますが、これにつきましては、民間金融機関はいま申し上げましたように、いろいろな制度を独自に実施しているわけでございまして、これと同時に、やはり一般民間金融機関から融通を困難とするような層に對しましても、やはりそのような何らかの形で進学資金の貸し付けを行うこと、そのために、政府が優遇した融資制度をつくることの必要性は、このよう背景から非常に強く感じられてきたわけでございまして、そのような背景がありましたときに、一つには、先ほど申し上げましたように郵政省からこのような要求もございましたので、そういうものも踏まえまして、いま御提案申し上げているような制度の新設を考えたわけでございいたします。

○川口委員 そうしますと、ちょっと私、質問の前提として整理をしたいのですが、私もいまこれから審議をするに当たっては、大学進学に必要な資金の優遇のためにこの提案をしたという前提でいろいろお尋ねして結構だ、こういうことで

○徳田政府委員 高校あるいは大学等に進学する子弟が進学時においてかなり多額の費用を必要とするわけでございますので、そういう父兄の負担に對しましてはこれを何らかの形で手助けをする。その場合に、しかも一般の民間金融機関もいろいろ教育ローンをやっているわけでございまして、けれども、そのような一般民間金融機関から必ずしも融通を受けることができないような、どちらかというところの低い階層に對してはやはり何らか

の形で融資の道をつけるということが、今回の御提案申し上げた一つの大きな理由になっているわけでございいたします。

○川口委員 わかりました。

それでは、そのような考え方で伺います。その前に、先ほどちょっと御答弁もございましたが、郵便局の郵便貯金による直接の融資方法を検討しようという審議会の答申が出たわけですが、これに對して大蔵の考えとしては、大臣、どんなお考えですか、見解を承りたいと思います。

○徳田政府委員 これは先ほど申し上げたことのあるいは繰り返すことになるかもしれませんが、郵便局におきまして、郵便局で集めた原資を直ちに右から左に融資するという点につきましても、財政投融資の一元運用という点から非常に問題があるわけでございまして、やはり貴重な財政投融資の原資でございまして、これは財政投融資計画ののっとりまして、計画的、統一的に目的の有効性等を比較勘案いたしまして資金配分を行っていくことが、限られた財政投融資の効率的な運用に資するのではないかと、このように考えられることが一つでございいたします。

それからもう一つは、融資を行うものとしたしましては、すでに国に各公庫あるいは各銀行のような政府関係機関もあるわけでございしますので、融資を行うに当たっては、新たにそれに郵便局を加えるよりも、こういう既存の組織を利用した方が、行政簡素化の趣旨にも合致し、効率的ではないかろうか、このように考えられる次第でございいたします。

○川口委員 私も方針としては、この資金の一元運用というものが、効率的に運用されるというふうに思っております。

〔委員長退席、総務委員長代理着席〕

しかし、いま一応郵便局で、ゆうゆうローンというものをやっておるわけですが、そのゆうゆうローンの実施によつて一元化方式というものが崩れた、こういうふうな郵便局というのですか、郵政省では見ておるのではないかと。一元化が崩れ

た、一角を崩した、これによつて郵便局が一般融資もでき得る道が開かれた、こういうふうな考えでおるのではないかと、思うのですが、いかがですか。

○徳田政府委員 いま御指摘のゆうゆうローンは、確かに形は貸し付けの形をとっているわけでございまして、定額貯金の場合には、解約してしましますと金利が非常に下がるものでありますから、実質的には預金の一時解約にかえてゆうゆうローンという形をとっているわけでございまして、これは預金担保の貸し出しでございまして、したがしまして、形の上では貸し付けの形をとっておりましても、実質的には預金の引き出し業務に類似した行為でございいたします。これに對しまして、もし郵便局が進学ローンを、当初郵政省の考へていたような形で行いますならば、それは新たな全く裸の信用供与でございまして、これはゆうゆうローンが預金の引き出しの要型であるのとは全く違つたものでございいたします。したがしまして、ゆうゆうローンと進学ローンは性格が違つたというふうにわれわれは考えております。

○川口委員 いや、よくわかりますが、ただ、当初郵政省で考へておつたこの進学ローンは、進学積立郵便貯金というものを担保にしてその倍額を貸し付けするやうな制度にしたい、こういうふうなことを考へておつたやうであります。ですから、そういうことを考へておつたというところは、大蔵省の意向にかかわらず、郵政省ではこのやうな考えをまだ持つておると思うのであります。これが對して、将来ともそういう制度は認めない、こういう御方針なのですか、この際明確にひとつ承つておきたいと思ひます。

○徳田政府委員 郵政省が最初に提案しました案は、一応郵便貯金が担保になつておりますけれども、実際にはその貯金の二倍の額を貸し出すわけでございまして、したがしまして、その上積みの方は完全に裸の貸し出しであることには違ひがないわけでございいたします。郵便局におきましてこのやうな裸の信用供与を行うことにつきましては、先

ほど申し上げましたように、財政投融資の一元運用であるとかあるいは行政組織の効率化、簡素化という観点からむしろ望ましくない、このやうに考へております。

○川口委員 それでは、進学に必要な資金の優遇措置という前提で、これから項目別にひとつ伺つてまいりたい、こう思うのであります。今、金融公庫を對象にして制度を設けたということは、一般金融機関からの資金調達に困難なものというのが對象になつておると思うのであります。この一般の金融機関から資金の融通を受けることが困難だということは、どういふふうにお考へになつておるか、まずそれを伺つておきたいと思ひます。一般金融機関から融資を受けられないものを對象にした、こういうことですから、そういうものは一体どういふものかということについての大蔵の見解ですね。

○徳田政府委員 一般の民間金融機関が資金を貸し出す場合には、当然、民間金融機関でございまして、採算ベースということが中心になるわけでございいたします。また、預金者から預かっている預金を運用するわけでございまして、預金者保護の観点から、貸し出しの査定に当たりますと、非常に慎重な態度をとるわけでございいたします。したがしまして、具体的な、所得がある程度以上あり、返済能力がだれから見ても非常に明らかであるとか、あるいは資産をかなり多額に持つていたりとか、要するに客観的に見て資金の回収あるいは利息の支払い、そういう点において民間金融公庫で懸念がないと思われるやうな先に貸し出しをするわけでございいたします。

○川口委員 それじゃ、ただいまお話があつたやうな適格条件に欠けるやうな者を對象にして今度は貸すんだ、簡単に言つてどういふことですか。

○徳田政府委員 一般的に申し上げれば先生御指摘のとおり、銀行その他一般の民間金融機関の資金の融通を困難とするやうな国民大衆に對する貸し付けということでございます。したがしまして、この点は、具体的にどの辺が融通が困難であ

るか、どの辺が融通ができるかということ、むしろケース・バイ・ケースで判断すべきものでございまして、具体的に一律の基準を設けることは困難かと思ひます。しかし、今回の進学ローンの融資の案といたしましては、所得の少ない者、低所得者ということを目安にしているわけでございまして、これは全般的に見れば、民間金融機関の資金の融通が困難な層である、このように考えられると思ひます。

○川口委員 ところが一方、この法律をよく読んでみますと、郵便局の窓口を通して借りようとする者は新たに進学積立貯金というものをしなければならぬ、これが一つの義務的条件、こういうふうになっているようです。そうしますと、これは一体どういふことなんでしょうか。

○徳田政府委員 国民公庫で直接貸し出しを行う場合には、低所得者という制限があるわけでございしますが、郵便局を通する貸し出しを行う場合には、そういう制限は考慮しておりません。したがういして、先生御指摘のような御懸念が出てくるかと思ひますけれども、ただ一般的には、郵便貯金を進学のためにこういう特別の資金を二年か三年にわたりまして積み立てをしなければならぬという層は、やはり資金的には余り余裕のない層、したがって、一般的に基準から言えば低所得者という層に当る層ではないか、このように考えられるわけでございします。現在御承知のとおり、一世帯当たりの平均の貯蓄は三百七十万ぐらゐから四百万近くあるわけでございしますから、恐らくこういう貯蓄も持っている、これから新たに貯蓄をしなければならぬ層がかなり主体になるので、したがういして、やはり一般民間金融機関からの融通を困難とする層という解釈に当たるのではないかと、このように考えております。

○川口委員 私の質問の仕方が当を得てないのか、何か答弁が私の質問とちよつとかみ合っていない面があるのです。私がいま伺ひしたのは、つまり一般金融機関で借りられないような人々を対象にした貸し付けをするんだ、融資をするんだ、こう言っておりながら、貯金しない者には貸さないという思想はどういうことなのだとおっしゃる。○徳田政府委員 この制度といたしましては、御承知のとおり、貯金をしない層あるいは貯金をできない層に対しても貸し出しを行う道が開かれていくわけでございします。そういう方は、国民金融公庫あるいはその代理店、取次店に行けば貯金をしなくても借りられるわけでございします。なおかつ、それ以外にもつと借りたい方、あるいはそれに比較して若干余裕のあるような方は、郵便局に行きまして貯金をして借り入れをするというふうなことになるのではないかと、思ひます。

○川口委員 どうもかみ合つておられないのです。貯金のない人は直接公庫から借りる、これはわかっています。ただ私の聞いているのは、なぜ貯金をしなければ郵便局では貸さないのか。つまり、郵便局が貸し付けをするわけではないのです。金融公庫の窓口になっている郵便局が、貯金をしない貸し付けのあつせんをしないというその思想はどうなのだとおっしゃる。○徳田政府委員 進学のための資金はどのようにしてつくるかということにつきましては、その人それぞれいろいろな計画があると思ひますけれども、初めから全部借り入れに依存したいと思はれる方もあるでしょうし、あるいはある程度自己資金をためて、それを基礎にして、それに借り入れを乗せて進学資金に充てたいと思はれる方もあるわけでございします。郵便局の制度というのはむしろ後者の方に合致した制度になるのではないかと、このように考えられます。

○川口委員 貯金して資金をつくるか借りて利用するかはその本人によるわけでございします。だからばくは、大蔵省の立場として、どうして郵便局に貯金しない者には貸さないという考え方がなつたのかという大蔵の考えを聞いています。よくその質問に対して、時間も余りありませんから、端的に、的確にお答え願ひたいのです。

○徳田政府委員 あるいは御質問の趣旨に合ったお答えになるかどうかわかりませんが、せめても、大蔵省としては、本来進学資金を、どちらかというところと一般民間金融機関から借りることが困難な層につきましては、むしろ預金なしで貸すのが主体になるべきだ、このように考えているわけでございします。したがういして、郵政省からの提案に対しては、むしろ特定の者だけに貸すのはおかしいというところで、国民公庫を通じて、いわば預金をする余裕のない層でも進学ができるようにこのような制度を考えたいわけでございまして、すべて預金があれば貸し出しをしないということではな

いわけでございします。

○川口委員 くだいようですが、どうもかみ合っていないのです。つまり、最近いろんな意見がありまして、郵便局でそういう制度をとつたのは、貸し出しというそれを道具として貯金を集めているのだ、郵便貯金を集める一つの方法に使っているのだ。ですから、大蔵省がいかに便利にとを言つて、進学のために資金の不足な人に貸すためにつくだい法律なんだ、こう言つても、郵便局のかつこうを見ると、それは貯金を集める一つの道具じゃないか、こういうふうに見えるのです。ですから、貯金のない者に貸すのはこれはあたりまえの話なんです。だけれども、貯金をしなければ貸さないという思想に対するお答えはなかなかないのです。貯金をしなければ貸さないということ、大臣、一体どういふことなんでしょうか。

○村山國務大臣 いま銀行局長が答えているわけでございしますが、別の角度から申しますと、進学ローンの話は、金融制度調査会でも出たわけでございしますが、郵便貯金の方からきつかけが出たわけでございまして、それで非常にこの制度が口火を切つて、問題になつておつたのが促進された、こうお考えになつた方がわかりやすいかと思ひます。郵政省の方は、先ほど申しましたように、積立

金の倍額という話でございしましたが、これは与信業務でございします。だから、それは困る。免税特権を持つておるやういふところ、それは零細な貯蓄を集めるというのが主体でございまして、免税特権を持つておるやういふところが与信業務までやられては、民間の金融機関との競争問題が起きるわけでございします。したがういして、預金を集めるためにどれぐらゐのところでございまして、一体こちらの方でも納得できるかと言つて詰めたぎりぎりのところが、それでは預金の範囲内、積立金の範囲内で貸しませう。そのかわり、後で御質問があるかもしれせんけれども、その場合、貸した後で引き出しが可能になつておるわけでございします。

そこで折り返したわけでございまして、それから発想が少し動きまして、郵便貯金はもとより、銀行よりも零細な人がやつておるわけですね。それならばむしろ郵便貯金すらできないやうな人に対しては、進学ローンというものはやはり考えるべきではないかというところまで思想が発展したわけでございします。そしていま御提案申し上げておりますように、国民金融公庫でその保証人を一人立てればお貸ししたいましよう、こういうところに発展したわけでございします。

だから逆に、預金があればいいことではなくて、向こうの方は預金を限度にして貸そうという、それにいかにかアダプトするかと、これが先に立ちまして、その上にさらに、それならば預金のない人にもやはり貸す道をこの際開くべきではないかということ、まあいけば郵政省の方の進学ローン、それから、これと並行して制度を開いた、こういうことなものでございします。

○川口委員 余り時間がありませんから、簡潔にひとつ答弁願ひます。そこで、それじゃお伺ひしますが、この法律の施行期日は六カ月を超えない範囲でやる。六カ月以内です。この制度は来年の入学準備金からやるわけでございします。ところが、郵便局を窓口とした場合は、六カ月分の積み立てよりなければ六カ月分より貸さないわけでございします。満額貸すのです

か、五十四万円。貸さぬでしょう。ですから、大臣がいま御答弁しておられることは違うのですよ。つまり積み立てた分より貸さないのですよ。その辺のところは一体どうなんですか。

○徳田政府委員 これは御指摘のとおり、国民公庫で直接貸し出しする分につきましては、直ちに五十万円までは貸すわけでございまして、積み立てた範囲内ということが大原則でございまして、で、実は来年に入りまして、来年の二、三月の受験期があるわけでございまして、そのときにおける貸し出しにつきましては、これは貯金の範囲内ということになっております。ただし、その積み立ての期間につきましては、本来は一年以上ということになっておるわけでございまして、来年度の初めにつきましては、経過措置として六カ月ということにして、来年の二、三月の受験期に間に合うように措置をしたわけでござい

○川口委員 だから私は、いわゆる郵便貯金の積み立てが目的であって、融資は従になつていないんじゃないか。この点について、大蔵省の見解は少し……まあ郵便局から無理に言われたから妥協したんだということだけではどうも思わしくない。その結果が、次々の貸付条件やその他に全部あらわれているんです。

逐次やっていきたいと思いますが、まず金利であります。これは予想だそうでありまして、金利を七・一%にしたというのはいさかい根拠ですか、端的に願います。

○徳田政府委員 進学ローンの貸し付けは低所得者向けが主体でございまして、極力民間金融機関に比べて低くすることが望ましいわけでございまして、その点をいろいろ勘案いたしまして、国民公庫の基準金利を適用する、こういうことになったわけでございまして。

○川口委員 だからおかしいと言うわけですよ、ぼくは。これは金融公庫の基準金利なんです。ところが、金融公庫の実際の現在の貸し付けの現

状を見ておきますと、いわゆる通常マル経と言われるものでさへ六・八ないし六・五なんです。しかも、政策的な問題になってまいります産業関係の融資は、極端なことではありませんが、これは大体五%台です。本場に大蔵省が、高校あるいは大学の受験のために困つておる方々を対象にした優遇措置だ――優遇措置という場合に、つまり、いま金融公庫が行つておる五%台、六・八%より一番高い金利を適用したということでしょう。どうして一番高い金利を適用するわけですか。その辺のところが、貸すのが目的でなしに貯金が目的だと言われる一つのいわれじゃないかと思ふのですが、これはいかがですか。

○徳田政府委員 この金利をどの程度に定めるかということにつきましては、いろいろ議論もあろうかと思ひますが、ただ、この七・一%と申します金利は、現在民間金融機関が教育ローンでこの春実施しました金利八・八%に比べましてかなりの低利でございまして、それから七・一%というのは本来、大口の長期融資についての最優遇金利でございまして、五十万、三十万といった小口の貸し出しというのは非常にコストがかかるわけでございまして、そういうコストを考えますと、七・一というところは非常に優遇された金利ではないか、このように考えております。

○川口委員 いま総理は口を開けば、人づくりだ、こう言つておられるのです。人づくり、教育というものは福田内閣の柱じゃありませんか。それはいまの答弁はあくまでも、これは先ほど言いましたコストを考へる、あるいは他の振り合いを考へたいわば事務的な判断でありまして、本場に政治的にこの人たちのためにやつてやろう、こういうことにするならば、少なくとも産業の場合は五%にする、教育の場合は七%にするということだけで果たしていいのかどうか、その姿勢が私、大変疑問に思ふのです。

特に最近私どもに陳情が来ておりますが、母子家庭あるいは交通遺児、こういうものは、なかなか家庭の財政の関係があつて大学にも入れないあ

るいは高校の進学もできない、こういうふうな非常な苦痛を訴えておられて、いまこういう制度ができるということに大変期待をしたのです。いい制度をやつてくれたと非常に期待しておつた。ところが、開いてみたところが金利も高い、大変がっかりしているわけですよ。ですから、どうか本場に低所得者を対象にするなら、こういう母子家庭あるいは交通遺児を抱えている家庭に對して思いやりのあるような配慮がされるべきじゃないか。むしろ私から言ひしむるならば、無利子かあるいは利子補給か、その程度のことを考えても結構なことじゃないか、こう思ふのです。御見解どうですか。

○徳田政府委員 確かに御指摘のような問題はあつたわけでございまして、私もその制度をつくりましたときに、母子家庭のような家庭を含めまして低所得者に対して、いままで全く金融の道がなかったわけでございまして、それを開こうとしておるうちに非常に大きな意味があるのではないかと考えております。

また今回の進学ローンは、高等学校、大学を相手としておるわけでございまして、義務教育ではございせんので、その点にもやはり若干の差異があつたかと、このように考えております。

いづれにしても、金融機関、国民公庫、そういうすべての金利体系から勘案いたしまして、先ほど申し上げましたように、小口貸し付けとしては非常に努力をした金利である、このように考えております。

○川口委員 それではもう一つ、小口だから経費がかかるということについてちょっと伺ひますが、結局、郵便局は窓口だけなんですよ、貸し付けするのは公庫なわけでしょう。ですから、これは事前の審査を公庫です、こうなつておりますが、郵便局で積立貯金を勧誘したその人を、事前に貸し付けの対象として金融公庫が調査に行くのですか。書類の作成、審査、これは全部公庫がやるわけでしょう。そうしますと、公庫と郵便局あるいは農協、こういうものとの事務的ある

いは人的な能力、そういうのがどういふふうなかつつに話し合いがなされておるものか、私は大変疑問に思ふわけです。こういう点はどうか。

○徳田政府委員 進学ローンの貸し付けの手続でございまして、普通、進学資金を必要とする時期の一月前までに郵便局に對しまして申込書を希望者から提出してもらひまして、その書類を整えて、それにあつせん書を添えて三週間前までに国民公庫に對して送付してもらふ。それに対して国民公庫が審査をいたしまして融資決定をいたしまして、貸し付けの行われる一週間ぐらい前までにその決定通知書を出しまして、資金を交付して、いつでも貸し出しのできる体制を整えておく。入学の発表の通知がありまして御本人が郵便局に行きまして、入学発表の旨を郵便局に申し出ましてそこで資金の交付を受ける、このような手続をとることになっております。

○川口委員 いづれにしても、公庫が審査するわけだから、場合によつては積み立てをした人であっても拒否することがあるわけでしょう。積み立てをしていない人は無条件で借りられるわけですか。積み立てをした人に無条件で貸すなら審査の必要はないわけですか。その点はどうですか、積み立てをしても貸さない場合があるのですか。

○徳田政府委員 御指摘のとおり、国民公庫が融資についての審査、決定権を持つておるわけでございまして、金融面からの審査は郵便局から回されてきた書類に對して行つておるわけでございまして、したがひまして、理論的にはそこで融資ができない場合もあり得るわけでございまして、ただ現実の問題といたしましては、すでに一年、二年なり三年なり瑕疵なく積み立てを終えているという事実があるわけでございまして、そういうことを踏まえて審査をいたしますので、現実の取り扱いといたしましては、その融資を拒否することはあり得ないのではないかと、このように考えております。

○川口委員 あり得ないということと実際問題や

らないということとは違ふのですよ。これはどうなんですか、必ず貸すということですか、貸さない場合もあり得るということですか、明確に簡潔に答えてください。

○徳田政府委員 融資の審査、決定は国民公庫が行うわけでございますから、理論的には審査の結果、これは融資できないというケースも起こり得るわけでございます。

○川口委員 私は実際の話を聞いています。実際の話、どうなんですか。

○徳田政府委員 実際の運営に当たりましては、よほど大きな瑕疵のない限りそのようなことはないと考えております。

○川口委員 そうなつてまいりますと、積み立てをした者に貸すという原則がますますおかしくなつてくると私は思うのであります。

次は、返済方法についてちょっとお伺いしたいと思うのです。考えてみると、これは積み立てでもできないような低所得者に貸し付けをするわけですから、そうすると、積み立てでもできないような人が、高校に入る、大学に入る、一年間だけは猶予になるわけですが、二年目から、つまり一年目に入学準備金なりその他で金を借りたその金の返済と、二年次からの授業料その他の学校経費を一挙に払わなければならないことになるわけですか。こういうことが実際問題として可能だとお考えですか。

○徳田政府委員 こういう貸し付けの返済期間をどのように考えるかについてはいろいろ問題があるわけでございますが、今回のこの進学ローンにつきましては、従来の父兄が負担していた進学時の一時の多額の資金負担を極力緩和して、在学中にならしたいという趣旨からこの制度を考えました。したがって、学生の在学期間中にこれを返していただく、このように考えております。

このような制度は、大切な財政投融資の原資をもつて貸し付けるわけでございますから、その債権の保全という観点からも考えなければなりませんし、また、限られた財政投融資をなるべくたくさんの方に利用していただくという観点からも、この程度の期間が適当ではないか、このように考えている次第でございます。

○川口委員 ごくあつさりお答えしておりますが、あなたは低所得者の家庭の事情を知らないのですよ。年間三百万、二百五十万程度の所得、これだつていい方ですよ。その方々が、確かに入学は一時的な多額の経費と言いますが、二年目になると、借りることもできないし、また一年前の借金を払わなければならない。別に所得がそんなにふえるわけじゃないのですよ。ですから、いろいろな事務的なことでお答えになっておりますが、これは政策的な制度でしよう。国の政策として取り上げた制度なんですよ。そうしますと、少なくとも卒業まで待つてやるとかというのを考えないで、これは絵にかいたもちにすぎないのですよ。いかにも人情あるような制度に見えるけれども、血も涙もないまことに冷酷な金貸しの思想なんですよ。そうお思いになりませんか。大臣どうです。

○徳田政府委員 この据置期間あるいは返済期間をどのように考えるかということは、先生御指摘のとおり大きな問題でございます。ただ、当初の郵政省から出された原案は、据置期間がなく二年で返すという案でございましたけれども、国民金融公庫として貸し出しをする場合には、それは余りにも回収期間が短いのではないかと、先生御指摘のような点いろいろございまして、それを勘案いたしまして、在学期間ということにいたしました次第でございます。

○川口委員 だから、在学期間にどこから金を出して払うのですか。低所得者の限界は頭の中で考えているのです。いまだどのくらいの所得以下が低所得者ですか。四百五十万以下ですか。低所得というのはどのくらいと考えるのですか。

恐らく四百五十万の所得というところ、公務員であっても五十近い人でないでしょう。なかなかないですよ。ですから、ちょうど中学校の子供

があり、高等学校の子供があり、大学の子供があるという年代は四十前後ですよ。それはなかなかないので。

ですから、こういう制度をやらなかつたら別ですよ、やつたのですから、こういう制度をやる以上は、その制度が実効が上がるように配慮してやる、これが政治じゃないかと思うのです。その点、もう一度お答えを願いたいと思うのです。

○徳田政府委員 この制度につきましては、いままですべて全くと道が開かれないので、いままですべて全くと道を開いたことを御評価願いたいと思ひます。

進学資金をどのように返すかということにつきましては、子弟を高等学校に入れるあるいは大学に入れるにつきましては、それぞれ親としての立場からのいろいろな資金計画もあると考えられるわけでございまして、いままですべて全くと道を開いたことに対して、これを利用すればどのようなことに對して、自分の子弟の方が在学中——教育費もいろいろほかによつて返すことができます、どのように調達していくかというふうないろいろな計画をお持ちの上で恐らく御利用になる、このように考えております。

また、入学してからのいろいろな教育費につきましては、日本育英会その他のいろいろな制度もあるわけでございまして、そういうものを総合して教育費をどのように払うかということについて計画を立てていただくのがよろしいのではないかと、このように考えております。

○川口委員 こういう制度をつくつたのがいかに善政のようによつていますけれども、こういう制度をつくつたからにはなくも福田内閣の冷酷無比な姿が出たということなんですよ。やらなければ気がつかないのです。それよりも育英会かどつちかの方へ補助金でも出してもらつた方が結構なんだかもしれません。むしろこれは一つの見せかけですよ。単なる見せかけです。こういうことであつてはならぬと思ひます。

時間がありせんから、今度は保証人の関係です。これも私は非常に疑問であります。——大體金を貸すという場合は、その金を貸した効果があらわれたものによつて返済させるのがたてまえじゃないですか。効果の出ないうちに返済というのではないでしよう。産業に銀行で金を貸す場合であつてもどこで貸す場合であつても、貸したものがあつて返済効果があらわれることによって返済する、こういうことですか。これは学校を卒業して幾らか給料でも取るようになってからある程度の年限で返させることが正しいと私は思うのであります。

それから、この保証人です。保証人がないから銀行で貸さないのじゃないですか。ここにりっぱな保証人がいれば、一般金融機関でも貸すのでしよう。これはどうなんですか。心配のない保証人がいれば、一般金融機関で金を貸しませんか。どうですか。

○徳田政府委員 一般民間金融機関の貸し出しについてはビヘービアをいたしました。やはり保証人と申しますか、そのようなものがあるという理由だけでは必ずしも貸し付けは容易にはできないと考へておりますけれども、ただ、国民金融公庫の場合には、やはり貴重な財政投融資の原資を運用するものでございまして、債権の保全ということは非常に大事でございまして、従来必ず保証人をとるのが原則になっております。戦後におきまして、国民金融公庫におきましては、戦災者あるいは引揚者に対して生業資金的なものを融資したことがございまして、その場合にも保証人をいただいていただくわけでございまして、そういう一般的な原則に従つて、この場合にも保証人はつけていただくことが必要である、このように考えております。

○川口委員 では、最後に聞きますが、この制度に對して保証制度もしくは保証機関、こういうものを設けられる意思がございせんか。

○徳田政府委員 一応現在におきましては、この融資につきましては保証人を立てていただくこと

を考えているわけですが、その後の実情をいろいろ勘案しながら、保証機関というものについても研究を進めていきたい、このように考えております。

○川口委員 その場合、保証料はどうしますか、取りですか。七・一％プラス保証料というかつこうになるわけですか、この点どうです。

○徳田政府委員 その場合には、恐らく保証料をいただくことになると思います。

○川口委員 全く私どもからしますと、この制度自体に対してもっと配慮してもらいたいというところをお願いをします。

日銀の中川さん、呼んでおりますので、時間が本当は五分ぐらいしかないので大変恐縮ですが、端的にお伺いしますので、要領よく答え願いたいと思います。

お願いしましたのは、公定歩合の問題なのです。いま公定歩合は大分下がりました、三・五％ぐらいになっているわけですが、去年の三月からざっと考えても何度が下がっているわけです。特に私わからないのは、去年の三月に下げまして、また四月に公定歩合の引き下げをやっているわけですが、その大きな理由は、企業の経費負担の軽減だ、また景気刺激の一環だ、こういうふうなことでありますし、また、大蔵大臣も本会議などにおいて、公定歩合は下げるのだ、それによって経費を下げるのだ、こう言っておりますが、実際はそんなに下がってないのですよ。

三月に下げて四月に下げるといふような場合に、三月の公定歩合の成果、実効がどのように上ったのかということを一カ月ぐらいで推測をして、第二次の公定歩合の引き下げをやったわけですが、公定歩合を引き下げる場合の一つの根拠、あるいはまたその公定歩合引き下げによつてどの程度の効果、また経済にどういう貢献をしているかの貢献度、そういうものの追跡調査、こういうものをやっているかどうか。実は私はきょう銀行の方もお願ひしたわけですが、委員会では困るということできよう来ていただけなかったわけでは

ざいですが、実際の銀行のいまのベースは、恐らく私どもの体験から言っても八％、ひどいのは九％あります。長期の場合にはやむを得ない、こういうわけでありまして、私はかつて日本銀行へ直接足を運んで意見を徴したことがあるのです。長期も短期も同じことだ、特に長期についても、預金の場合には二年以上の定期預金がないわけだから、二年過ぎるともとへ戻ってしまうわけだから、そんなに何年間も滞るなら長期の金利を高くしておくのはおかしい、高いのはむしろ銀行に対する折衝が下手だからだ、金を借りる人が下手だからだ、銀行がたくさんいろいろあるわけだから、金利の安いところを探していったらいいのじゃないか、高いところから借りない方がいいのじゃないか、こういう端的なお答えもございしました。しかしながら、先ほど答弁の中にも一部ありましたが、やはり基準金利、長期でも短期でもあつても一つの基準金利をまとめておいて、横にらみをかけながら銀行間でやっておるわけですから、金利にひっかかるのじゃないかと思つておるわけでありまして、それが下がっていないのですよ。

ですから、きょうお招きしたのは、そういう点についてるひとつ御意見を拝聴したいと思つておつたわけですが、時間も十分間短縮されましたし、思ふようなお答えを得られないことにならぬわけでありまして、後でまた機会があればお尋ねいたしますから、このことと、それからいま一つは、民間金融機関がいまの金融公庫の制度、そういうものをどういふ感覚でとらえておるかという点について、ひとつ時間の範囲内でお答え願いたいと思つたわけでは

○中川委員 大変たくさん問題を持ちようだいたしたもので、お答えできるかどうか……。最初に、公定歩合の問題でございすけれども、私ども、昨年三月、四月に続けて下げたのはおかしいじゃないかというお話でございす、私どももどいたしましては、そのときどきのタイミングをとらえまして、そのときにおきましては少なくとも最も適切な時期に最も適切な幅で上げた

り下げたりするということを中心にかけておるつもりでございす。ただ、人間のやることでもございすし、時に予測しない情勢も起こつてまいります。そういうときには、金融政策は財政政策と違ひまして、機動的に決心したらずく実施できるという点もございす。私どもは、できるだけ情勢に即応して、機動的、弾力的に運営していくということを中心にかけておるつもりでございす。

昨年の三月、四月に続けて下げたのはおかしいじゃないかという御質問につきましては、三月ごろは、情勢を見ましてやはり引き下げが適當であるといふふうな考えました。それで、大体引き下げをいたしますときには、〇・五％ぐらいの刻みで下げるのが従来、日本でも外国でも普通でございす、それで下げましたところが、その直後の情勢というのは、どうも企業マインドにいたしたとしても実体面の動きにいたしたとも思ふやうにいかない、なかなかむずかしい情勢が続いておるといふふうなことでございまして、そこでやはり思い切つても一段下げることが、その三月引き下げも一緒にして非常に効果が出るのじゃないかといふふうな考えまして、それで四月に思い切つて一％下げたわけでありまして。

三月、四月と連続下げました結果、その後の情勢は、私どもとしてはわりと効果があつたんじゃないかといふふうな考えております。その二カ月の間に二回も下げたというのは、異例と言えども例でございすけれども、日本でもいままでやつたこともございすし、外国でも、ごく最近では余り例を見ませんけれども、たとえばアメリカでも昨年一カ月置いて実施するということもございすした。まあ金融政策というのは、そういう弾力的に動かせるというところが一つの強みではないかといふふうな私どもも考えております。

それから、金利が下がってないじゃないかという御質問でございす、金利が個々の場合にどの程度下がっているかは別にいたしまして、私どもが各金融機関から統計をとつておるので見てまいりますと、たとえば今度公定歩合を三月に下げ

ましたまでの一年間で見まして、大体過去一年間に全国銀行の約定平均金利は一・五％下がつておりまして、現在の水準は六・六％になっております。相互銀行はこの間、一・二％下がりました。七・六％になっております。これは長期も短期も合わせたものでございす、短期の方の金利はこの間、二％全国銀行で下がつておりまして、いまの水準は五・五％であります。相互銀行の方はこの間、一・五％下がりました。六・八％。全国銀行の方はこれまでの戦後の最低の水準にまで下がつております。

これが思つたほど下がっていないじゃないかといふふうな、まあ見方の相違はございすけれども、これまでのところ、公定歩合の下がり方に対してはどれくらい市中の貸出金利の平均が下がったかという従来の動きから見ますと、私どもはそれを公定歩合に対する追随率と申しておりますけれども、非常に今度の場合には追随率が高うございす。そういう点から見て、全体の貸出金利の平均といたしましては、今度の場合にかなり下がつていふふうな思ひます。

それで、公定歩合を下げた場合にどの程度の効果があらわれるかといふふうなことでございす、これはやはりこの程度出るといふのは、その間財政政策も財投の増加を中心いろいろなことをおやりになりましたし、総合的に見なければいけません。私どももこれまでの過去一年ちよつとの間に公定歩合を四回引き下げて、通計三％下げたわけではございす。この結果、その三分の二、約二％くらいが市中貸出金利が下がったわけではございす、一方、企業が預けております預金の方の金利も下がったといふことでございすので、そのネットでは差し引きしますと、大体三分の一くらいが企業の金利負担の軽減になつていす。それが、一回目に下げましてすぐ翌月効果が目に見えてあらわれるといふことは、いまのような時代にはなかなかつきり出てまいりませんけれども、ことしに入りまして若干景気に明るい面が一部に出てきたといふ背景の一つには、私ども

進學ローンの関係につきましては、民間といったしましては、社会保障でやりになるのなら別でございませうけれども、やはり民間の金融機関と政府の金融機関との貸出金利が余りに違い過ぎるとか優遇の度合いが大き過ぎるということになりますと、どうしても政府の方は優遇され過ぎる、それで民間の方の商売をとられるということが出てまいります。

話はちよつと違いますけれども、郵便貯金にいたしましたも、やはり民間の金融機関としては平等な取り扱いをぜひしていただきたいというお願いをしておるわけでございます。貸し出しの方につきましても、やはり民間と平仄を合わせてやっていただきたいというふうに考えております。

○川口委員 どうも時間が若干超過して恐縮ですが、お願い申し上げますが、私は金利が下がったのはおかしいと言うわけじゃないのですよ。一カ月単位ぐらいに下げるわけですが、そのためには根拠があるだろう、その根拠をどうしてつかんでいるのかということをお聞きしたかったわけで

す。ですから、弾力的な効果、これは結構です。お願いしたいのは、これは平均、平均と言っても、平均ほど怪しげなものはないのです。ですから、せっかく日本銀行でも公定歩合をお下げになるわけですから、場合によっては追跡調査、場合によっては抽出調査などをして、どの程度日本銀

○綿貫委員長代理 野口幸一君。
○野口委員 私は、前の川口先生のお話に引き続
いて、たまにはひとつ御調査をお願い申し上げたい
というふうにお願ひして、私の質問を終わります。

きまして、今日、金融公庫をしていわゆる教育ローンに踏み切られた経緯につきまして、さらにも

一部新聞報道によりますと、民間の各金融機関が一斉に教育ローンを打ち出しました。これは昨年郵政省から、郵便貯金の預金者に対するいわゆる進学貸し付けをやりたいという発想が発表されて以来、それぞれの機関がこの問題に對しまして、對抗してと申し上げたらいのでありますけれども、對抗しまして教育ローンの実施を宣言

したわけであります。そこで、その火つけ役になりました郵政省は大蔵省に折衝をいたしまして、これを実施したい、こういうことを申し出たが、先ほど来御答弁にありますように、いわゆる資金の一元化というような厚い壁がございまして、郵政省は泣く泣く引き下がったという経緯がありま

す。そこで大蔵省としては、そういう経緯の上に基づいて、それだけではないさか血も涙もないということ、若干この郵便局を使って、まあ郵便局の顔を立ててという言葉はあまりいい言葉ではないかもしれませんが、顔を立てて今回の進学ローンというものを発想したと思うのでありまして、

国民金融公庫法を改正して今回のこの小口金融に、いわゆる学資ローンに踏み切ったと私は思っているのですが、それに間違いございませんか。

○徳田政府委員　今回、進学ローンについての法案を御審議願っている経緯につきましては、先ほ

ど申し上げた次第でございます、やはり教育費の増高ということが非常にいま社会的に問題になっているわけでございます、特に進学時における一時の多額な負担というのは、進学する子弟を抱えている親にとって非常に大きな問題でございます。したがって、これに対して金融面で対

処しなければならぬという動きが五十年ごろからあったわけでございまして、民間金融機関においてそれぞれ工夫をいたしまして、去年の夏ごろまでにすでに五十四、五の金融機関において、制度として教育ローンを実施しておりますし、また、教育ローンの制度を持たない金融機関でも、

こういうことを踏まえまして、大蔵省といったしましても、やはりそういう進学時における父兄の多額の負担を何らかの意味で平準化するということについては、その必要性を感じていたわけでございます。特に民間金融機関につきまして、このようにいろいろな制度ができてまいったわけでござ

ざいまずけれども、やはり一般民間金融機関の融通を困難とするような階層を対象として何らかの制度を考えることも必要であるというふうに感じていたわけでございます。その際、先生御指摘のとおり、昨年の九月の郵政審の答申、さらには、昨年末の予算策定時における郵政省からの御要求

もあつたわけでございますして、そのようなものを踏まえまして現在の制度は一応考えられたわけでございます。

このように国民金融公庫による低額所得者向けの貸し付け、そして郵便貯蓄者に対する貸し付けと二本立ての制度になりましたのは、先ほど申し

上げましたように、財政投融资の一元化であるとか、あるいは、すでに政府関係の各機関が融資を行う体制もございますので、それを利用した方が行政の簡素化、効率化に合致した道であるというような理由から、このような案を御提案、御審議をお願いしている次第でございます。

○野口委員 それは表向きの理由でございまして、実際は、郵政省ががたがた言うから、何とかこの郵政省の顔も立てなければならぬけれども、貸すにも貸せない、それじゃおれのところでやってやろうというのが本音だろうと思うのであります。が、本来政策的に考えますならば、政府が教育

○村山國務大臣　御承知のように、育英会は合格してから在学中の資金を貸すわけでございますが、このようにまとまった五十万というような金ではなくて、恐らく年にもっと少ない金額ではないかと思ひます。したがって、兩々相まっていつて、教育的ないろいろな資金の貸し付けが今後もとだんだん進展していくんじゃないか。今度は金融制度の枠の中でやっているわけでございますけれど

でも、両方を進めながら、今後さらにまた検討してまいる方がいんじゃないか、こんなふうに考えているわけでございます。

○野口委員 いや、いまの日本育英会の運営が正しいあるいは内容がいいと言っているんじゃないくて、それを強化拡大する中で今回の問題も消化で

きるんじゃないか。そういう方向に進めるのが本来政策的には正しいのではないか。金貨しをやるという方法をむしろ別の角度でとらえて、学資の軽減あるいは機会均等を図っていくという方向をつけられる方が正しいのではないか、そういう意味で申し上げているのであります。

○村山国務大臣 野口さんのおっしゃったのちよっと取り違えて失礼いたしました。

その意味では、ことし百億くらい増額させていただきまして、育英資金を五百十億から六百十億くらいに増額をしているところでございます。

○野口委員 そこで、内容についてお尋ねをいた

先ほども質問がございましたが、国民金融公庫を通じてということになりますと、「銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、必要な事業資金等の供給を行うことを目的とする。」という第一条

の「目的」から考えまして、一般の金融機関から資金の融通を受けることが困難な人を対象として

いるわけでありまして、当然一般の金融機関等
でやっております教育ローンあるいはその他の貸
し付け関係よりもより有利でなくてはならぬ、あ
るいはより親切かつそういう低所得者に対する思
いやりがなくてはならぬと思うのであります、
今回のこの貸し付けの内容において、どの点がど
ういうぐあいに他の金融機関と違うんだとい
うことをお示しいただきたいと思ひます。

○徳田政府委員 先生御指摘のとおり、すでに一
般の民間金融機関が教育ローンを行つてゐるわけ
でございます。それとの相違点でございますが、
まず金利の点につきましては、民間の教育ローンは
大体基準とするところは保証料を含めまして
八・八八%でございますが、国民公庫の場合には
七・一%と非常に低利になつてゐるわけござい
ます。また、資金の使途でございますが、民間金
融機関の行つてゐる教育ローンの場合には、学校
納付金に限定してゐる場合が多いわけございま
すけれども、国民金融公庫で行う場合には、学校
納付金のほかに、受験費用であるとかそのほか進
学に必要な費用、たとえば教科書代、参考書代、
場合によっては東京に出てきてアパートを借りる
場合の敷金等も含み得るということで、対象の幅
を広げてゐるわけでございます。

それから、当然のことでございますが、融資に
当たりましては民間の金融機関は、やはり民間の
金融ベースで審査をいたしますので、基準として
はそれぞれの民間のコーマーシャルベースに乗つた
ような基準を採用するわけでございますけれども、
も、国民公庫が行います場合には、もちろん償還
の確実性ということに配慮は行いますが、民間の
金融機関が必ずしも融資できないような階層にも
融資し得るような道が開かれる、このように考え
ております。

○野口委員 それでは、貸付資格の関係でありま
すが、そうすると、低所得者が金融公庫等から住
宅ローン等で既貸し付けがあつた場合でも、以前
の貸し付けの問題にはかわらず、今回の貸し付
けを受けられるという解釈をしてよろしゅうござ

いますか。

○徳田政府委員 国民金融公庫の貸し出しの場合
におきましても、大事な財政投融資の原資を貸し
付けるわけでございますから、償還の確実性とい
うことはそれなりに大きな問題でございます。し
たがいまして、融資の申し込みがあつた場合には
当然、ほかに借入金があるかどうか、またその返
済状況はどうであるかということも恐らく融資の
申込書に書いていただくことになると思ひます。
したがいまして、そういうものを勘案しながら、
全体的にいろいろなデータを見ながら決定するわ
けでございます。住宅ローンその他を借りてい
るということだけによつて、それじゃもう国民公
庫からの借り入れはできない、そういうことでは
ございません。しかし、全体の資金繰りの一環と
してそのようなものを拝見させていただくことは
あるわけでございます。

○野口委員 先ほどもやりとりがありましたよう
に、その調査、決定は国民金融公庫でおやりにな
るといふことでありますが、これがある意味で非
常に普及をいたしまして郵便局の窓口等で取り扱
うということになりますと、相当数出てくると思
えられますが、その場合実際上の問題として、調
査して決定されることが国民金融公庫の事務上の
問題として可能なかどうかというところにつ
いてお伺いしたいと思ひます。

○徳田政府委員 この進学ローンは、いまのとこ
ろの予想では大体七万件くらいのことと考えてい
るわけでございますけれども、この案件は主とし
て二月、三月に集中するかと考えられます。しか
しながら二月、三月というのは、一般の国民金融
公庫の事業資金の貸付事務がどちらかというと、
わりに手のすく時期でございますので、現在の国
民金融公庫の体制によりましてこの事務は十分に
処理できる、このように考えております。

○野口委員 先ほど来その調査、決定権というの
は国民金融公庫にあるということでありまして、
郵政大臣のあつせんというのはどういう意味があ
りますか。

○徳田政府委員 郵政大臣のあつせんをいただ
く場合のそのあつせんの意味でございますが、こ
れは、借り入れを申し込む申込書から申し込み
に必要な書類を徴求いたしまして、これに對しまし
て、その人が進学積立貯金を取崩なく終了する
という証明書を申しますか、あつせんに必要な書類
を添へまして、それを国民公庫に送付していただ
くということ、これがあつせんの事務の内容でござ
います。

○野口委員 私どものいただいておりますこの資
料の中に、「郵政大臣は、進学積立郵便貯金の預
金者に対し、国民金融公庫等から進学資金の小口
貸付けを受けることについてあつせんを行うこと
になつており、次の諸条件によりあつせん及び貸
付けが行われる予定である。」つまりあつせんの
条件として、「借入人の資格」、「貸付金の使途」、
「貸付期間」云々、こういう項があるわけであり
ます。そうするとあつせんというのは、借入人の
資格あるいはまた貸付金の使途まで調査をしなけ
ればならないのか、また、そのことが義務として
行われるような感じがいたしますが、その点はど
うなんですか。

○徳田政府委員 これは申し込みの際に、いま先
生御指摘のような必要なデータを申込書に記載し
ていただくわけでございますが、その内容を郵便
局が審査するということではございません。た
だ、その内容の記載がなければ、記載がないこと
について郵便局で指示して補完していただく必要
があると思ひますけれども、内容について審査に
わたるようなことをやっていたことは考えて
いないわけでございます。

○野口委員 そうすると、このあつせんというの
は単なる橋渡しということ、内容的には何ら責
任を伴わないということになりますか。

○徳田政府委員 貸し付けについての審査、決定
権は国民公庫にあるわけでございます。したが
いまして、一切の責任は国民公庫が負うことにな
ります。

○野口委員 そうすると、郵政大臣のあつせん

というのは、単なる事務上の手続を橋渡しをする
というだけにとどまつて、何ら権限も何もな
いことなんですね。そういうことでよろしゅう
ございますか。

○徳田政府委員 郵政大臣のあつせんというの
は、先生御指摘のとおり、必要な書類を申込者
から徴取いたしまして、それを国民公庫に送付す
る。その際に、その申込者が所定の積立立てを取
引なく完了したものであるということを証した書
類を添へて送付するということでございます。

○野口委員 そうしますと、郵政大臣のあつせん
という大げさな言葉は使わなくてもいいんじやな
いのですか。わざわざ郵政大臣を引張り出して郵
政大臣のあつせんとは、一体どういうことを
そこまでうたわなくてもいいんじやないか。ただ
単なる貯金が済みましてという証明書をつけられ
ばいい、こういうことではないんじやないですか。

○徳田政府委員 今回の進学資金の貸し付けにつ
きましては、そのあつせんのあることが条件で
ございます。したがいまして、それはその意味で、
貸し付けにつきまして重要な意味を持つておるわ
けでございます。

○野口委員 ちょっとわからないのでありますけ
れども、どうも郵政大臣のあつせんによつて貸し
付けるといふこと、こういう項目になつておりま
す、やはり郵政大臣としても、いわばある一定
の使途に対して限定をしていいますか調査をし
てといひますか、限つて貸し付けのいゝゆる取り
扱いを金融公庫でやる、その尺度というのは、貯
金をした人だけに貸すのか、それとも内容的にあ
る意味では先ほどから申し上げましたように、借
入人の資格あるいは使途というものが一定の条件
に定まつていないことにはあつせんができないの
かという、そういうところまで言及をしていかな
ければならぬことになるわけでありまして、そう
いふ点はい、ただ預金がされておればいいんだ
といふことなれば、それはそれでまた私どもわか
るわけでありまして、書いてある内容から見
ますと、それらのことをある程度一定の条件を定

めていないことにはいゆる進学積立貯金そのものが発足されないという条件になりますと、このことは、資格関係まで郵政大臣がくちばしを入れ、さらにまた、そのことについて責任を持たなければならぬところまで及ぶのではないかという心配があるわけでありますが、その点についてはいかがでございますか。

○徳田政府委員 その場合に郵政大臣にお願いしている事柄は、所定の積立貯金を現職なく完了したということを確認していただくことだけでございまして、それ以外の記載内容につきましては、これは国民公庫が審査する事柄でございまして、その点について一切責任はないわけでございます。

○野口委員 若干質問を変えますが、次に、高校、大学等とありますが、この「等」というのは各種学校という意味でございしますか。

○徳田政府委員 一応法案では、「学校教育法による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるもの」としてあるわけでございます。「これらに準ずる教育施設」といたしましては、盲学校、聾学校または養護学校の高等部等を考えております。

○野口委員 ここでは、質問というよりもむしろお願いをいたしたいと思うのでありますが、高校、大学等とありますが、いわば各種学校の中で特に資金を必要として入学させなければならぬという学校も存在するわけでありまして、したがって、これの実施に当たりましては、特に先ほど来申し上げていますように、低所得者がいゆる無理をして進学させる資金に充てていくわけでありまして、なるべく広く解釈をしてやっていたいただきたいということをまず付言をしておきたいと存じます。

そこでその次ですが、「親族」という項の中でありまして、この前通信委員会では、たしかにわゆる民法による親族という形で御返事があつたように思うのでありますが、余りにもこれもしゃくし定規な話でありまして、少な

くとも同一世帯構成者であればいいのではないかと、いろいろな拡大解釈をして、親族という言葉について若干私ども疑義を持っておるわけでありますが、その点については、親族等とは入らないか、親族とはいかなるものかということについて、もう一度ここで伺っておきたいと思ひます。

○徳田政府委員 この親族は、民法七百二十五条に規定する親族と同一範囲でございまして、六親等内の血族、配偶者、それから三親等内の姻族というふうなことでございします。この貸し付けは、ある程度短期間に迅速に実施する必要がございしますので、その点の解釈その他について明らかにしておく必要があると考えられましたので、法律上このようなものに限定したわけでございます。

○野口委員 どうも御答弁だけを聞いておりました、非常に冷酷なように感じますが、実際上としましては、この親族というのに当てはまらない部分だつて当然、めんどうを見ている人が貸し付けを受けた、またさういふ人だからさういふ貸し付けが必要だといふ場合だつてあり得るわけでありまして、その点について、先ほどお願いと同様に、少しく解釈を拡大をしていただいて、そして広くこの貸し付けが一般のものになるように、実施面としてお考えをいただきたいというのを付言させていただきますと存じます。

最後になりますが、実はこの問題は先ほど来もございしましたけれども、郵政省自身としては、直接融資方式によつてやりたいということは大蔵省に對して申し上げておるわけでありまして、先ほど来御答弁によりまして、いわば資金の一元化ということだけで門戸が開きかけているわけでありまして、将来とも郵政省による融資というものは考えられない、行わない、このお答えだけしかいたしませんか。

○徳田政府委員 この点につきましては、先ほどもお答え申し上げたところでございしますけれども、やはり財政投融資の一元的運用というものが、財政資金の効率的な運用の面から非常に必要なこ

とでございしますし、それからまた、政府関係機関といたしましては、融資を担当するものとして銀行、各種の公庫があるわけでございます。これに新たに別の機関が加わることは、行政簡素化の点からも非常に問題がございします。政府関係のそういう金融機関全体の効率化の点からいへば、直接貸し出しをするのは適当ではない、このように考えております。

○野口委員 郵便貯金は、三十兆円を超す莫大なる金額をいわば国民の間から集めておけるわけでありまして、もちろん、国家財源における位置が非常に高いということもよくわかつておりますし、また、一元化の先ほどおっしゃっている言葉もよくわかります。少なくとも、たとえば本制度自身を考えたとしても、その財源として必要だと認められておる金額は約二百億と云われております。三十兆円集めてきて二百億円ばかりの貸し付けを郵政省自身がやれないということも、これはまた国民感情、あるいはまた集めてきた郵政省から考えましても、その点については疑義のあるところであらうと思ひます。

特に郵政審議会等の答申あるいはまた通信委員会におけるところの附帯決議等は、もちろん通信委員会も全会一致でもって、独自によつて融資を行つたに検討すべきであるという附帯決議がついておるわけでありまして、郵政審議会においても、独自において融資をやる道を開けたいという言葉があるわけでありまして、少なくとも私には、全体に及ぼす影響のあるところまで融資権というものを持つということについては、これは疑義のあるところでありまして、しかし、これは先ほど申し上げておりますように、少なくともある一定の制限を設けて、郵便局においてもいゆる自主的な融資というものが一定限でできるというふうにしていくのが、これは国民に対する親切ではなからうか、こういうふうに思ふわけでありまして、この点についてさらに、お答えはもういたしたかなくてもわかつておりますから、間もなく

でも結構でございますが、ぜひとも大蔵省においても御検討おきをいただきますことをお願いをいたしまして、私は終わります。

○綿貫委員長代理 貝沼次郎君。

○貝沼委員 国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

先ほどから質問の様子を聞かしていただいておりますわけでございますが、この法律を私ずっと見まして思うことは、一体この法律はだれのためにつくつたものだろうかというふうに思ふわけでありまして、これは一体だれのためにつくつたものなんでしょうか。

○徳田政府委員 御承知のとおり、最近教育費が非常に高騰しているわけでございます。特に進学時におきましては、進学する子弟を抱えた父兄の一時の多額のそういう進学関係の資金の負担は大変なものがあるわけでございます。したがって、こういう進学期を迎える子弟を抱えた父兄のそういう資金的な負担の軽減に役立ちたいというところで、このような制度を考えたいわけでございます。

○貝沼委員 文部省はいらっしゃいますか。文部省にお尋ねいたしますが、今回のこの制度は、非常に変わった経緯を持っておりまして、大體普通こういふ問題が出てくるのは、文部省から一生懸命大蔵省に頼んで、それで何回もけられてやられてやられてき上がる、これが今まで多いわけでありまして、今回、文部省が何をやってたという話は余り聞かえないのです。それで、郵政省、大蔵省、いろいろと激論が交わされておつたようでございしますが、文部省はこのとき何をしておられたのですか。

○石井説明員 学生課長の石井でございます。私どももいたしましては、郵政省の方からこういう構想を持っていたということは事前に御連絡をいたしまして、十分承知しております。

○貝沼委員 それでは、どうも悪いのであります。私の考え方から申し上げますと、これは教育

論から出発しなければならぬと思うのです。いまたとえ郵政省の方は、還元融資という形で自主運用の枠を広げたいとか、あるいは大蔵省は、従来どおり資金運用部資金として一元的に運用したいとか、いろいろなことを金融論とか技術論において議論されておりました。それで先ほど銀行局長からお話がありましたように、最近はどうもお金がかかる、一時的にお金を出すということは大変であるというところから、このローンというものを思いいつておるわけでありますが、本来これは文部省が、いまのたとえば義務教育から高校に入学する、あるいは高校から大学に入学する、こういう状況というものを克明につかまえ分析をし、そしてこの制度はどうなればならないかという計画がもととなればならないはずであります。これはあったのかなかったのかということをお聞きしておるわけでありました。

○石井説明員 文部省といたしましては、経済的に就学が困難であり、しかも優秀な学生に対しましては、一つは、日本育英会の奨学事業の拡充というところを通じてそういう機会により拡大を図っております、またもう一つは、ごく最近でございまして、四十九年度から日本私学振興財団を通じて、私大奨学事業というのを実施しております。これは、学校法人が大学生に対して資金を融資する際に、私学振興財団を通じて長期低利の融資を図っていくというものでございまして、また五十二年度からは、特に入学時におきまして学費がかさむわけでございまして、分納制度を実施する学校法人に対して、その分割納入につきまして融資の制度を実施しているということでございます、ただいま御議論されておりますローンの構想といえますのは、私どもといたしましてはそういう制度が当たるのではないかと、いうふうに考えております。

○員沼委員 最後のところがよくわからなかったのですが、要するにローンの考えは、そこからよくわからなかったのですが、必要だという判断に立っておるということですか、それともこれは必

要なかつたんだという判断に立っているわけですか。

○石井説明員 本来でしたら、日本育英会の事業は貸与でございまして、全然利子がついておりませんので、高校生であろうと大学生であろうとすべてに行き渡るようにするのが最も望ましい方法だろうと思いますが、これはもちろん国家財政的に限度があることでございまして、したがって、日本私学振興財団を通じて、奨学事業とか分納制度を実施する際の融資制度というのを行っていただいております、特に入学時におきましては、最近私立医科大学等を通じて負担金がかさむということで、社会的な批判を浴びていることもございまして、分納制度を取り入れていくということになっているわけでございます。

そういうことから、私どもといたしましては、本来の趣旨から言うと、日本育英会の事業の拡充によつて救済される、あるいは機会を与えられるということが望ましいことではございまして、現実的にはなかなかそういういきませんので、その余については、そういう奨学事業、現在あります私学振興財団を通じて奨学事業等によつて機会を与えていくという方法を考えているわけでございます。

○員沼委員 どうも文部省の答弁を聞いております、このことは余り必要でないようですね。非常に不思議です。

いま私のところも、私立の高校へことし入りましてけれども、非常に金がかかるのです。そこで私は、私立に入っている人といふん話をいたしますが、要するに一時的にばかつと金がかかるわけですね。たとえば入学試験が通つて、それからたとえばほかの高校を受ける人もおる。そうすると、ほかの高校の合格が判定する前に、八万円とか十万円とかいう金をばんと入れておく、滑りどめですから、それでなおかつその後で、今度はその制服であるとかかばんであるとか教科書であるとか定期であるとかいうふうに非常にかかるわけですよ。

そういう実態というものを文部省は御存じなんだろうかどうか。一時的に必要なんです。大体三月の終わりから四月の初めにかけて必要なんです。この一時的な金をどうして工面しようか。たとえば三十万とか、都会では五十万とかと言われているのが実は父兄の悩みであるわけでありまして、したがって、そのためにいふん試験を受かつておりながら入学を断念しておる人もおるわけですね。こういう実情を考えた、まだ利用者か、こういうものだけいまだ並べておりますけれども、そうではなしに、やはりローンの考え方というものはむしろ文部省から出てくるのが本当ではないか、こう思っておるわけでありまして、その辺、もう一度答弁してください。

○石井説明員 私ども、決していま御議論いただいておりますこういう制度が要らないということでは申し上げておるのではありませんので、現在文部省は、日本私学振興財団、それから日本育英会の事業を行っているというのを申し上げていくわけでございます、もちろんそういう制度でカバーできない面があるわけでございまして、そういうことにつきましては、御指摘のとおり、ローンという制度によつて父兄がその学費の負担を軽減できるということは非常に結構なことだと考えております。

○員沼委員 それで、いまローンの話が出てきましたので、ああそういうものができたらいいのだけれどもは何でもいいたくないというふうなことですけれども、そうではないに、もっと文部省が積極的にやらなければいかぬと私は思います。その辺は積極性が残念ながら足りません。それから、要するに教育の機会均等、教育基本法を申し上げるまでもなく、教育の機会均等という問題とそれからお金がかかるということですね。高校並びに大学に入学する場合に非常に金がかかる、これは非常にむずかしい関係にあるわけ

でございます。金がかかるということは、たとえば低所得者は、高校、大学の入学試験に合格しても、それだけの財力がなければ入ることはできないわけでありまして、そうなる、機会均等というものが問題になってまいります。したがって、教育の機会均等ということと教育に金がかかるということ、このかわり合いについては文部省はどういうふうに考えておるわけですか。

○石井説明員 それはなかなかむずかしい問題だと思ひますけれども、一つは、先ほど申し上げましたような奨学制度の拡充の問題、またもう一つは、やはり現在文部省で行っております私立大学等に対する経費補助金の拡充というふうなことを通じて、私立大学における経営基盤の安定というふうなことから、入学者負担金を軽減するということ等が総合的に考えられるべき問題だということに考えております。

○員沼委員 聞いていますと答えがちよつと違ふんですね。要するに文部省は、大学に入りたいあるいは高校に入りたいという人が試験も合格をした、しかしながら経済的理由によつて、お金がないために断念せざるを得ないという場合、私がくどくど申し上げるまでもなく、教育基本法第三条第二項に、「国及び地方公共団体は能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならぬ。」こうなっているわけですね。それをどういうふうにして講じておるのですか。行きたい人は本當に行ける制度になっておりますかということをお聞きしておるわけです。

○石井説明員 なかなかむずかしい御質問でございますけれども、最近大学における進学率、高校における進学率、そういうのは非常に高くなっているわけでございます、そういう面からは、かなりの者がそういう機会を与えられているというふうに理解しております。

○員沼委員 実は、それが与えられておらないので今回のこのローンが出てきておるわけですね。このローンをつくつても利用する人がいなければ

の位置づけというものははっきりしておかないと、教育を金もうけのために使うようなことであつては私はまずいと思うわけであります。そこでいまよくどくと文部省に對して、いろいろな制度が出てくるのは結構だけれども、その制度の位置づけがきちつとできるような、その基本になる施策というものを文部省はつくっていただきたい、このことを言っているわけでございます。

これを長くやっておりますと時間がなくなりま

すので、今度は法案の問題に入りますが、最近における高等学校、大学等への進学のために必要な資金の負担の実情にかんがみ、こういうふうにあるわけであります。

それで、先ほども話が出ておりましたように、十八条の三項のところでありますが、「第一項に規定する進学資金の小口貸付」とは、「そしてずっとありまして、「をする者又はその者の親族で、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対して、進学のために必要な小口の資金を融通することという。」こうなっておりますが、このことは、あの銀行へ行ってもこの機関を通してもだれも貸してくれませんかという人に対して資金の融通をしてあげます、こ

ういう意味でよろしいのですか。

○徳田政府委員 この条文に「銀行」の他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの」ということの定義でございまして、現実のAの銀行あるいはBの銀行に行つて断られたということは必ずしも必要ではございませんで、一般的にいま社会的な常識から言つて、資産の状況、所得の状況その他から見て、一般の民間金融機関に行つてもなかなか簡単に借りられない

そうもないというような階層を対象としている、
 こういうことでございます。

○貝沼委員　つまり、断られたということは条件として必要ないわけですよ。しかしながら、ほかのところでは借りることがなかなか困難である、そういう人に対して融通してあげます、これです。よろしいわけですか。

の母親のかせぎが月平均七万円から八万円。そう
いたしますと、母親のかせぎを全部子供に入れな
いと学校に行けないということなんです。こうい
ったことから、交通遺児あるいは母子家庭と

いうものは非常に進学しにくい状態にある。
したがって、こういった方々は、進学ローンの話が出てまいりましたので、ただいまの条文にありましたように、これこそとこへ行っても貸して

もろえないような人のための進学ローンであるところが、条件は非常に厳しくて、先ほどからもいろいろ

る議論が出ておりますように、たとえば保証人が要るとか、金利が七・一％であるとか、在学期間に返済するとか、据え置き期間一年とか――まあこれはいいですけども、そういうふうなこれとでも実はむずかしいという状況にあるわけでございます。したがって、それだけの条件をつけられ

のできない進学ローン制度であるというふうに見られて、非常に落胆しておるわけでありますが、そういう結果を見ますと、ただいまの条文はすべてを見ていくようなニュアンスがございます。が、実は内容はきわめて厳しいものであり、一〇〇％信用できない、看板に偽りがあるのではないかと思うわけでありますが、この点はいかがですか。

○徳田政府委員　国民公庫による進学ローンの内

容でございますが、先ほど御説明申し上げましたけれども、金利の点あるいは貸し付けその他の条件にいたしましても、民間金融機関よりはるかに有利な条件になっているわけでございます。この点につきましては、条件について、母子家庭というようなものを考えて、もっともっと考慮すべき

きではないかという御意見もあろうかと思いますが、これは最初に申しましたように、本来低所得者を対象にこのような制度を考えまして、国民金融公庫の立場からは限度ぎりぎりのところまでの条件をつけているわけでございます。

それから「保証人については、教育費の貸付は本人に貸し卒業後本人が返済するというのが大原則」。奨学資金の場合、これは本人が借りるわ

と適用ができないわけでごいまして、この点は非常にむずかしいかと思うのです。

○貝沼委員　一たん銀行から借りたら、それはだ

めかもしませんが、本当は無理してやっておるわけですから、要するにそういう無理しておる人があるということを知ってもらいたい。

それから、一般貸付は一世帯一人というふうになつておるようでありますが、たとえば上の子が大学に入るときは次の子は大抵高校へ入るのでありますけれども、一世帯二人ではなないけないのでしょうか。

○徳田政府委員 この点につきましては、限られた財政資金をなるべくたくさんの方に利用していただくという趣旨で一世帯一人としたわけでございまして、ただ、同一の方が高校に入学してまだその借りが残っているのに次に大学へ入るといふような場合には、両方利用できるたてまえになつてゐるわけでございます。

それで、たとえば兄さんが大学に行つて弟さんが今度高等学校に入るという場合には、これは郵便貯金積立による制度の方を利用願うことになるのではないかと考えております。

○員沼委員 そうかといふこと言わないで、一人行く家庭よりも二人行く方が苦しいですね。それを、一人の方を優遇して二人の方を冷遇するといふことは、これは逆なんじゃないですか。これはどうなんですか。

○徳田政府委員 確かに先生御指摘のような点があるかと思ひますけれども、これはやはり先ほど申し上げましたような財政資金の限られたものを有効に利用するという見地から、一応一世帯一口としたわけでございます。

それから同時に、先ほど申し上げましたように、郵便貯金の積み立てによる方法があるわけでございまして、そちらの方の活用をお考えいただくのがよろしいのではないかと思つております。

○員沼委員 時間がなくなりましたので、文部省の方に要望をいたしておきます。

それは、先ほどお話が出ておりましたように、奨学金の制度、これの資金の金額の増額、それからより多くの人が使えるようにひとつ御努力をい

ただきたい。

それから、私学の場合に非常にむずかしい問題がたたくさんございまして。特に過疎地の学校が非常に財政困難になつてきておりました。助成が必要になつてきておるわけであります。今回は三億の予算がついたようでありまして、その三億をどういふふうにして使うかという点は、配分はまだ決まつておらないようでありまして、これをどういふふうにするかというので、たとえば私立高校過疎対策試案という一つの案が出ております。こういった案を取り入れるのかどうかというところで、さらに、六月半ばに各県の意見を聞いて基準を発表するのださうであります。この基準ができれば発表するのはいつかということをお聞きしたいわけでありまして、これは答弁できますか。

○斎藤説明員 先生御指摘のように、人口の減少地域に所在します私立高等学校は、減少に伴ひまして経営的に困難な状況にあるわけでございまして、それに對しまして国といたしまして、種々の政策的な努力もいたしておるわけでございまして、お話をございまして、本年度から新たな施策を実施するといふふうにお考えをいただいております。

何よりも私立高等学校につきましても、これを所管をいたしますのが都道府県知事でございます。都道府県の施策がどのようになるかということが最も基本になるわけでございまして、現在、都道府県の主管課長会議等におきまして十分御検討もいただいております。また、先生からお話もございまして、私立中学高等学校連合会の方でも試案を出しておるわけでございまして、これらの御意見を十分参酌しながら、できるだけ早い機会に成案を得たいと思つております。

○員沼委員 いま幾らか議論をしたわけでありすが、要するに教育基本法の精神と今回の進学ローンが出てきたいきさつ、こういったものを比べて考えてみますと、私は非常にすっきりしないものがございまして。そういう点では、文部省でさら

によく検討していただき、こういうような役所のなわ張り争いが教育を毒しないように今後よく氣をつけていただきたい、これを強く言つておきたいと思ひます。

さらに、先ほど母子家庭並びに交通遺児家庭のことで申し上げましたけれども、要は、本当に困つてゐる人が利用できる制度にいまの制度を改良するもよし、それ以外に新しい制度をつくるもよし、いずれにしても、非常に困つてゐる、特にこういうローンを必要とする方々が一日も早く利用できるような制度が実現されることを強く要望して、終わりたいと思ひます。

○綿貫委員長代理 高橋高望君。

○高橋委員 同僚議員がすでいろいろとお尋ねをなさつてゐると思ひますが、重複をいたしまして場合も恐れ入りますが、はしらずに御説明願ひたいと思ひます。

教育基本法を現実のこの私たちの社会に展開するには、いろいろな難問題が横たわつてゐることは私たちがよく知つてゐるところでございまして、本日は、そういった文教問題にお話を移す場所でもございませぬ、また時間もございませぬので、あえて現在提案されております進学ローンについて、二お伺いをしてみたいと思ひます。

最初に、文部省の方においてをいただいておりますので、ちょっとお尋ねをさせていただきますと思ひます。

冒頭お伺ひしたいことは、いま大学生活をする場合に、最も新しい資料で月に大体どれくらい金がかかるか、あるいは逆に言えば、どのくらい金を用意しなければ平均の学生生活が過こせないか、この辺について、現在文部省で持つていらつしやる資料のお示しを願ひたいと思ひます。

○石井説明員 文部省では、学生に對します生活調査を隔年に行つておまして、最近では一番新しいのは五十一年の調査でございまして、この五十一年の調査を基準にいたしまして物価高騰等をもとにして推計いたしますと、学費、生活費を合せて年間の学生生活費は、国立の場

合、自宅通学者で大体五十八万円、月額にいたしまして四万八千円程度、それから自宅外通学者で九十万円、月額にいたしまして七万五千円、それから私立が、自宅通学者が八十二万五千円、月額で六万八千円、自宅外通学者が百十六万五千円、月額にいたしまして九万七千円と推計いたしております。

○高橋委員 ただいまの数字は、いわゆる月謝それから生活費、それから教材費といひましようか、そういうものを一切合めてと解釈してよろしゅうございませぬか。

○石井説明員 おっしゃるとおりでございます。

○高橋委員 いま月額でそれぞれ国立の自宅、自宅外、私立の自宅、自宅外について数字が述べられましたけれども、それでは、この額に對して各種の奨学金がどれほど助けになつてゐるか、その辺についてはいかがでございますか。

○石井説明員 日本育英会の奨学金の貸与を受けてゐる者について申し上げますと、いま申し上げました国立の場合でおよそ二割程度、これは一般貸与でございまして、特別貸与といひまして特に家計の困難な者に対してまして一般貸与よりたくさん貸与いたしておりますが、その場合で三割程度、それから、私立の場合が三割程度にならうかと考えております。

○高橋委員 大体二割から三割の間は奨学金の支給を受けて助けられてゐる、このように理解させていただきます。

さらに、いわゆるアルバイトといひましようか、学生がこういった費用を自分の勤く負担の中で獲得してゐる金額、これは大さっぱなパーセンテージで結構ですけれども、残りの七〇ないし八〇%に對してあとどれくらいいわゆるアルバイトで埋めてゐるものでございませぬか。

○石井説明員 これは古い調査しかございせんので恐縮でございますが、五十一年度の調査をもとにいたしますと、学生生活費の中で、大体国立で二割程度、私学で一五、六%にならうかといふふうになっております。

○高橋委員 ありがとうございます。大体わかってまいりました。

それで奨学金は、どなたもおわかりのように、学校に入ってから手続をしてもらうものであって、今度問題になっております進学ローンは、いわばその以前の段階におけるいろいろな取り扱いであらうと思います。そこで、今日まで文部省自体がこういった入学一時金等々に對して、何か手当てをしていらつしやるのじゃないかと期待を込めてお尋ねしたいのですが、実情はどんなふうなことになるのでしょうか。入学一時金についての配慮はどんなふうでございませうか。

○石井説明員 入学一時金につきましては、特に私立大学におきまして学生納付金が高額になっている現状にかんがみまして、四十九年度から、学校法人がその在学する学生に對しまして融資制度を行つてゐる場合に、日本私学振興財団を通じてその必要な資金を学校法人に對しまして長期低利に融資いたしております。それから五十二年度から、特にその入学一時金の負担が高いわけでございますので、その負担を軽減するために、やはり学校法人がその在学する学生に對しまして貸与する、分割納入制度というのを実施してゐる場合に、その分割納入に必要な資金をば日本私学振興財団を通じて融資してゐるわけでございます。したがって、学生の側から申し上げますと、入学時においてはそういう制度の適用を受ける者は、一般の学部で四分の一、医歯系につきましては六分の一で一度に納めるのは済まされるわけでございます。あとはその分割納入によつて必要な学費は充当していくことになるわけでございます。

○高橋委員 いまのお話ですと、私学に對して、私学振興財団でございませうか、ここから学校に對してお金を貸し、学校がめんどろを見てゐる、これが奨学金の一つとしてはある、一時金については分割制度を認めてゐる、そういうことですね。そうすると、入学一時金を分割した場合に利子はそのくらい取つてゐるのですか。

○石井説明員 利子につきましては、四十九年度から実施しております奨学金の部分につきましては、卒業後十年間で返還することになっておりまして、学生の負担する利子は前期五年が三%、後期五年が五・五%、それから分納制度につきましては、在学中に分割納入するわけでございますが、利子はついておりません。無利子となっております。

○高橋委員 そうすると、理解としては、無利子で一時金が貸していただけてゐる、こういうふうな理解してよろしゅうございませうか。

○石井説明員 そういう制度をとつております学校法人におきまして適用を受けてゐる学生については、そのように御理解いただいて結構でございます。

○高橋委員 そこで実は、本題に入りたいわけでございますけれども、今回提案されましたこの国民金融公庫の進学ローンの態度としては、私まず冒頭申し上げたいのは、どう考えても、これはおそらくどなたもおっしゃると思うのですけれども、金利が高過ぎるということですね。特に大蔵委員会の調査室でつくつていただいたものを讀ましていただいても、貸付利率の説明のときに、これは一般貸付も進学積立郵便貯金預金者貸付にいたしまして、「国民金融公庫における事業資金の基準金利と同利率とする。」という、こういう説明の仕方をされてゐるわけですね。どう考えても、ここで事業資金の基準金利と同利率にするという割り切り方が、この進学ローンなんかに対する基本的な取り組み方として、私は本質的に何か違つてゐるのではないかと。

これは銀行局長にお尋ねをしたいのですけれども、こういうような姿勢で取り組む筋合いの対象ではないと私は思うのです。仮に利率が七・一%であつても、それはいろいろの情勢の中から七・一%を決めたということであつて、それをあえて事業資金の基準金利と同利率にするというふうな説明をするところに、どうも私としては割り切れないものを感じるのですが、この辺はどんなふう

なお考えの中でこういう説明の資料になつたのですか。

○徳田政府委員 その場合の表現につきましては、これは説明の仕方でございますけれども、いままで国民公庫では事業資金が貸し出しの主体になつておりましたので、御理解を得やすくするために事業資金の基準金利をそのまま使うのでございませうということを申し上げてゐるわけでございます。

この金利につきましては、先ほどからいろいろ御議論をいただいたわけでございますが、一般の民間金融機関の教育ローンの金利等も勘案いたし、また、これが非常に小口の非常にコストのかかる貸し付けであるということも勘案いたしまして、この七・一%という線を出したわけでございます。この進学ローンの対象になつておりますのは、進学する学校は高等学校あるいは大学でございますので、義務教育ではないわけでございます。そういうことも勘案いたしまして、国民公庫として、資金コストの、これは若干割つておりますけれども、ギリギリの線として七・一%ということを考えてゐるわけでございます。

○高橋委員 私は、こだわらなければならないのですけれども、取り上げ方として、わざわざ基準金利というふうなことをうたい込む、この考え方について何か冷たさがあると思つてございませう。それは確かに合理性から言へばそういうことになるのかもしれない。しかしながら、現実に金を借りたと思つてゐる人の立場から見れば、事業資金というふうな言葉がこへ出てきて、そして利子は同じだといふような割り切り方で金利が決められたとなつて、何かせつなく御配慮のあることがその温かさが伝わらないという、私はせつかくのことが不十分な気がたみにとどまつてしまふのではないかと、こう思つてゐます。ですから、これはお願い事項にならうかと思つてございませう。こういう問題は、細かなことではございませうけれども、事が事であるだけに一段とひとつ御配慮の中でこういう問題はお取り扱いを願ひたい、そ

のように考えるわけでございます。

そこで、貸付限度額についてもちよつとお伺ひしたいのですけれども、一般貸付にいたしましてもあるいは進学積立にいたしまして、五十万ないし五十万という、こういう枠で出てまいります。特に私は、一般貸付、借りにくい方の五十万を取り上げた場合に、これは大学へ子女の方をお通わせになつてゐる方はおわかりになると思つてございませうけれども、必ずこれは学費を買わせるのです。いま恐らくどんなに低いところで一口五万円、普通は十万円の学費を買わされてゐるわけですね。そこで貸付限度額の計算として出されてゐるものの中には、施設設備費まではお考へになつておられるのですけれども、確かに学費といふのは卒業のときに返つてくる、あるいはもつと長い間たて返つてまいりますから、自分のものだからいいじゃないかと問われればそれまでですけれども、現実の資金繰りと言つて言葉はちよつとおかしうございませうけれども、当座の金として必要な場合には、学費といふものまでも配慮した上での貸付限度といふものが考へられてしかるべきではないかと、私はそのように思ひますけれども、局長いかがでございますか。

○徳田政府委員 確かに進学する際には、先生御指摘のような学費も必要でございますし、また、受験に要する費用、あるいは地方にゐる方が都会に出てくるための費用等もあると思はれるわけでございますが、その点ほどの程度を限度にするかといふことでいろいろ検討したわけでございますけれども、ただ、やはり限られた財政資金をなるべく多くの方に利用していただくということのために、やはりある程度の限度で切る必要があるわけでございます。

それから、恐らく進学をなさる場合には、ある程度の自己資金を若干なりともお持ちの方もあると考へられるわけでございますので、その点で限度を検討したわけでございます。いま私立大学の五十三年度における授業料、入学金、施設設備費は五十八万円でございます。国立大学の場合に

は二十万四千円となっているわけですが、このような数字を勘案いたしまして、一応五十万円を限度としたわけでございます。

○高橋委員 実際金がかかりますのは私立なんですね。私立は一〇〇%近く学費を要求するわけですよ。ですから、そういう点を勘案された場合には、せっかくここまでお考えいただいたことなら、五十万というものの枠、文科系統でも、お挙げになった項目だけでもこれ五十万近くなってしまうのですから、もう少しその辺に細かな御配慮をいただく、あるいはその辺について再度、実際問題に展開なさるときにもう少しよい貸し増してやってもいいよというふうな通達等を含めた御配慮はいただけないのですか。

○徳田政府委員 現在の制度でございますと、いわゆる低所得者向けの貸し付けは五十万円が限度でございますけれども、そのほかに郵便貯金の積み立てを行う場合には、その積立額に見合った金は借りられるわけでございます。したがって、いままで、この両方の制度を御活用願えればかなりの金額まで、合計百五十万近くまで一応資金手当てはできるわけでございますので、そういうようなことも可能ではないかと思えます。

○高橋委員 現実の姿というものをいろいろお考えいただいて、これは一時で終わるものでもございませぬし、将来の姿として続けられるであろうと思えますので、何かひとつその辺についてはお考えになっていただきたいと思えます。

これももうすでに同僚議員がお尋ねをしているかと思えますけれども、その貸付期間も実際のことを申し上げて、こんな期間内に返せるくらいなら、借りないとは言いませんけれども、もっとほかの方法を考えられると思うのです。高校三年、大学は四年で、据え置きが一年あるということでは、逆に言えば二年、三年の間で返せということですから、そういうような貸付期間、この辺を考えてみますと、余にもいわず金融機関的な色彩が表に出過ぎて、せっかくのこれが御配慮にならないのじゃないか。もっと平たく言えば、金貸し

根性がこへ出てきてしまっているのじゃないか。局長、この辺はどんなふうにお判断なさっているのですか、またお答え願いたいと思うのですけれども……。

○徳田政府委員 この進学資金貸付の返済期間というのは、確かに大きな問題でございますけれども、この点につきましては、たとえば高校に入学された方は次に大学に入学するための資金が必要でございますので、高校に在学中にその資金手当てを全部してしまふ、あるいは返済してしまふということも一つの方法と考えられますし、そういうことも考えまして、在学期間中としたわけでございます。

〔綿貫委員長代理退席、野田（毅）委員長代理着席〕

また、債権保全という観点からいたしますと、やはり学校を卒業してしまつた場合の債権の確保というのが非常にむずかしくなるわけでございますので、その点も考慮に入っているわけでございます。

それからまた、もともとこの制度につきましても、当初郵政省から要求のありました原案は、貸付期間は、据置期間がなく一年ないし二年というところをございまして、けれども、国民金融公庫が貸す以上はもう少し実情を踏まえなければならぬというところで、据置期間を含めまして三年あるいは四年としたわけでございますので、その点では、国民金融公庫の貸し付けとしてできる限りの配慮をいたしたつもりでございます。

○高橋委員 いずれにしても、資金コストも含めて資金の出どころ等々から言っても、いわゆる金融的な色彩が出てくるということは、事務面では私はわからないでもないですけれども、やはりその内容からいって、その辺は一段と温かみのある配慮というものを重ねてお願いを申し上げておきたいと思うのです。

さらに、次に移りますけれども、この保証の問題でございます。無担保であるということは私は大変ありがたいことだと思えます。しかしながら、保証人が一人要るのだ、こうおっしゃる。保証人というのは、もう釈迦に説法でございますけれども、何かの場合にはかわつてこの方がお金を工面しなければならぬ、こういうことになるわけですが、もしそうであれば、保証人がその責めに任ずる準備があるくらいなら、こんなものを借りないで保証人に最初から借りる人だつて出てくるのではないのです。ですから、無担保はありがたいのですけれども、保証人を一人必要とするというあたりには私は何か、先ほどから何度も申し上げている、余りにも合理性を追求されている姿というものが現れてしまふのではないのですけれども、この保証人を一人必要としたということに對しての御発想はどういうところから出ておられますか。

○徳田政府委員 先生御指摘のとおり、確かに保証人を要するというところはかなり大変なことではございますけれども、しかし、国民公庫の貸出金も大事な財投の原資を使っているわけでございますので、債権の保全ということが必要でございます。従来、国民金融公庫の貸し出しの場合には、保証人を徴求することが原則となつておりました。戦後一時期行つておりました戦災者あるいは引揚者向けの貸し出しを行った場合にも保証人を徴求していたわけでございます。こういうことで、いままで国民金融公庫の貸し出しに当たりましては、保証人をとることが原則でございます。従つて、この進学ローンにつきましても、その原則に従つていただくような仕組みにしているわけでございます。

ただ、先生御指摘のとおり、保証人の徴求につきましては、いろいろなむずかしさがあるということもわれわれは十分知つておるわけでございます。これは今後の制度の運営状況を見ながら、場合によっては保証人にかえての保証機関の設置というふうなものについても検討をしてみたいといふ、このように考えます。

○高橋委員 どうぞその辺はよろしく、この保証人の問題は将来の課題として、小口のしかも金融を受けにくい方の立場に立つてひとつ御配慮をお願いしたいと思います。

そこで、最後になりますが、この一般貸付の貸付手続として、「公庫本支店、代理店等（農協、漁協を含む）」において、通常の貸付手続による」という表現になっているわけでありまして、この「通常の」という意味ですね。字句にこだわらるわけじゃないけれども、何か私はここでまた、金融機関的な色彩が出てくるのじゃないかと思つたのであつてお尋ねするのですが、この「通常の貸付手続」というのは、どういうことをこの場合言つていらっしゃるのですか。

○徳田政府委員 そこで「通常」という言葉を使いましたのは、片方に郵便貯金の積立者に対する貸し付けの手続がございまして、それとは違つた手続、普通の手続ですという意味でそのように書かれているわけをございまして、特に一般の貸し出しに比べて厳しい手続をとるとかいうようなことではございません。

○高橋委員 念を押しますけれども、この場合、たとえば住宅ローン等々でもうお金を借り切つちやつて、窓口としてはちょっと危険でこれ以上貸せないというふうな場合でも、この進学ローンは貸すというふうな理解してよろしゅうございませうか。

○徳田政府委員 この点は、いわゆる低所得者向けの貸し付けにつきましては、やはり金融機関の貸し出しでございますから、償還確実性というところは当然審査の対象になるわけでございます。したがって、ただ住宅ローンを借りているあるいはほかの貸し付けを受けているということだけでは、その理由だけで貸し付けを断つということはないわけでございますけれども、仮に住宅ローンの返済が非常に巨額であつて、もう当初から進学ローンを借りても全く返済のめどがつかないというふうな申込者に対しては、貸し付けを決定することは金融の原則からいって非常にむずかしいのではないかと、このように考えております。

○高橋委員 極端に言えば、住宅ローンで一番困

つておられる世帯の方が子供さんを学校に行かす世帯なんです。そうすると、住宅ローンで限度いっぱいになっちゃっているから貸せないとすることも起こり得るのですか。それだったら、この法律は大変な問題を持つておると思うのです。私の解釈では、いろいろそういった在来借りて居るものを超越して、いわば貸し増しの対象になるんだ、そういうふうな割り切つてこの問題を取り上げたいと思うのですけれども、私の方が身勝手過ぎますか。

○徳田政府委員 国民公庫の貸し付けの場合には、一般の民間金融機関の貸し付けとは違つてございまして、一般民間金融機関から見ると、片一方で住宅ローンを借りているからこれは返済余力が余りない、貸せないというような申込者に對しては、若干なりとも余裕があればこれは貸すことは当然考えられると思ひます。ですから、確かに進学するような子弟を抱えているような方は、住宅ローンの返済に追われている場合が多いと思ひますので、住宅ローンの返済を行っているからという理由だけで、あるいはそれで資金繰りが非常に苦しいということだけでその融資を断るということはないと思ひます。ただ、どう見ても住宅ローンを差し引いたら計算上ゼロかマイナスになつて、實際返済ができるはずがないというふうな方の場合には、それ以外に金を借りるということと自体が實際に合わないわけでございますので、そのようなケースはかなり例外的なケースになると思ひますが、その場合にはやはり貸すという決定をすることはむずかしいんじゃないかと思ひます。

○高橋委員 くだいのですけれども、そうすると残念ながら、やはり本当に困つた人は借りられないという場合もある、こういうふうにお伝えをしなければならぬ場合もございませぬ。私そのように理解するのは大変残念ですけれども、いまの御説明を伺つてみると、やはり「通常の貸付手続」という言葉がどうもここで生きてきちゃうような気がして仕方がございませぬ。ケース、ケー

スによつて、われわれがそういうことを一件一件に對して窓口へ行つてお手伝いするわけにもいかないわけでございますから、どうかひとつその辺については、十分温かみのある御展開をお願いを申し上げたいと思ひます。

最後にありますが、ずばり伺つて、返済しないでどっかに行つちやつたというようなことに對してはどんなふうな考えられますか。

○徳田政府委員 これはそのような延滞債権は、国民公庫の場合には管理口債権となるわけでございます。まして、もちろんその所在を突きとめて、極力返済をしていただくように努力をするわけでございますが、それができなければ、これは当然貸し倒れ損失の処理をするにせざるを得ないと思ひます。

○高橋委員 育英資金等については、九十何%かいま返つて居るようでございまして、国民意識として非常にそういう点では向上しているの丈夫だと思ひますけれども、私はこの辺について、抜本的な、お氣に入らない方があつてもいいかもしれませんけれども、成年に達した方の背番号システムを含めた何かの配慮が、そろそろこういう問題をいろいろ取り上げていく過程の中で出てくるんじゃないかということも、一部のことから見た考へられますので、その辺、私の考へ方を一部御披露申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがたうございませぬ。

○野田(毅)委員長代理 荒木宏君。

○荒木委員 貸付条件の問題で、同僚委員からいろいろ質疑がありました。私も若干その点でお尋ねをしたいと思ひますが、貸付期間が、先ほどもお話ししましたけれども、民間がいずれも五年以上、農協あるいは労金は卒業後五年、また相互銀行なども報道によりますと九年というのもあるようであります。四年というのはこの制度だけのよいでしようか。

○徳田政府委員 この進学ローンの貸し付けの返済期間でございまして、これにつきましては、いろいろな見方があろうかと思ひますけれども、や

はり財政の貴重な原資を使つて貸し出すわけでございますので、その回収の可能性ということも考えなくてはなりませんし、無担保で貸し出すわけでございますので、そういう点の配慮も必要でございませぬ。

それから、民間の銀行でやつておりますローンは、返済期間は五年でございまして、民間の場合には限度が三百万円でございまして、金額から申しましても二、三年で返すことは必ずしも可能ではないという点もあろうかと思ひます。その点、進学ローンの場合には最高限度が五十万円でございまして、その期間と金額との対比から申しますと、この程度の返済は可能な場合が多いのではないかと考へております。

○荒木委員 しかし、借りる側の資力、余裕の程度は、制度のたてまえから言つて違つてありまして、先ほど少し数字のお話がありましたけれども、大学生の生活費の推移、文部省の方から話がありました。私は一方、本制度の対象とされている低所得者、この家庭で支出されている教育費の平均を見ますと、年収四百五十万円以下であります。昭和五十一年で大体年間三万八千四百九十七円、これが実際の教育費の支出額になっております。これが許容額いっぱいであるかどうかはいろいろ見方があつたと思ひますが、しかし、先ほどの文部省の報告ですと、大体年間約六十万から百万の支出を強いられる、ところが予定されておるのは、先ほど言いましたように年間四万足らずである、こういうことになりまして、返済能力という点から言ひまして、三百万と五十万と違つてから五年に對して四年だというのは、これは實際を無視したことではないか、こういうふうな思ひます。またある意味では、教育的な投資というふうにも考へられるわけですが、国民金融公庫の場合でも、設備資金は運転資金に比べて長期になっております。そういった点から、余りにも短過ぎるのではないかとこころに思ひます。

また梓というものは、一律全部がその期間にな

るわけじゃありませんで、金融公庫の一般の貸し出し期間も、梓から見ますとずいぶんそれよりは低い状態になっておりますから、そういう点から見て、この点はほかの制度との絡みもあり、直ちに再検討を求めたいと思ひます。こういった生活費の實際その他から見て、ひとつ御意見を伺いた

と思ひます。

○徳田政府委員 こういう進学ローンの返済期間は、確かにある意味では長ければ長いほど返済が楽になる面があつたと思ひますが、一面また、支払利息も非常にふえてまいるわけでございます。その点の期間がどのくらいのものかという点については、いろいろな御意見があつたと思ひますが、先ほど申し上げましたように、債権の保全の面、あるいは次の進学というふうなことも考へまして、在學期間中に御返済をいただくというふうな仕組みにしたわけでございます。これはもともとの制度の発足が、進学時における父兄の一時の多額の負担をできるだけ均分化したいというねらいから出たわけでございます。そのようなねらいから出たわけでも、このよう

な期間にしたわけでございます。

○荒木委員 その一時の多額の負担を少しでも肩の荷を軽くするといふ、しかしその軽くできる時期はやはり卒業してからじゃないでしょうか。入學時だけではなくて、その後も平均的な教育費用をはるかに上回つた支出を進学によつて強いられるわけですから、つまり返済の余裕がないという状態が続くわけですね、卒業までは。だからこそ、先ほどのいろいろな制度も卒業後にかかるようになつておるわけですし、その点全く考へに入

れていないこの制度は、私はその意味では、もう先ほど来いろいろ御批判がありましたけれども、本當に考へ直さなければならぬというふうな思つておるわけですね。

金利の点も、いまそれが負担になるというお話がありました。昔は母子家庭貸付、災害貸付、特別小口貸付、つまり事業資金でない非事業資金の貸し付けを特別の金利でやつていたのじゃあり

ませんか。ですから、事業資金でないといふれば、国民金融公庫の伝統というものは本来、そうした庶民金融、非事業資金について特別の金利で、一般の金融機関の対象になり得ない金融弱者を救済する、こういう伝統を持っているのじゃないでしょうか。

○徳田政府委員 先生御指摘のとおり、国民金融公庫では、かつて戦災者であるとかあるいは引揚者に対して特別の事業資金を貸し付けたことがあるわけですが、ただ、今回の進学ローンはその点とは若干性格が違つてございまして、高等学校、大学、いまはもう進学率が非常に高くなつておりますから、実質的には義務教育と同様かもしれませぬけれども、一応義務教育ではないわけではございまして、高等学校、大学に進学させる方の家庭の状況を一般的に比較すれば、戦災者あるいは引揚者とはかなりの違いがある場合が多いのではないかと考えられるわけではございまして、そのような特に戦災者、引揚者のような社会的な弱者に対する貸し付けの場合とこの進学ローンの貸し付けの場合とは、若干性格を異にしておるのではないかと、このように考えております。

○荒木委員 しかし、進学率は高いですけれども、この制度の対象としているのは低所得者で、こう言っているでしよう。ですからそういう意味では、一般の事業資金を対象にしている制度とは明らかに違うのではないでしようか。

先ほど大臣、実施状況を見て検討するというお話も伺つたのですが、こうした国民金融公庫の由来、学生生活の実態、単に他の民間金融機関との対比だとかあるいは採算面だけではないで、学生生活の実態を十分検討して、これは合うようにひとつ検討、改善を求めたいと思つていますが、ここで大臣の御所見を伺つておきたいと思つております。

○村山国務大臣 これは何と申しますか、民間金融機関で借りるよりは有利にしようというところに発想があるわけではございませぬけれども、先ほど来各委員もごも、これじゃ不十分であるというお話でございませぬ。先ほど文部省の方からも、い

ろいろな私学についての融資制度を、私はそういう制度もあったのかと思つて聞いたわけではございませぬが、そういう問題もあわせて、この問題は、一遍実施させていただいた上で篤と検討させていただきたい、かように思つておるところでございませぬ。

○荒木委員 国民金融公庫総裁お見えいただいておられますので、一言伺つておきたいと思つておりますが、どうも御苦勞さまでございませぬ。

私は、今回の制度の先ほど来出ておる批判といひ、それから、前にこの委員会でも質疑をしたことがございまして、大臣もあるいは御記憶かと思つたのですが、マル経資金の実情ですね、その点から、どうも国民金融公庫が、発足以来の庶民金融の伝統から優良得意先に対するシフトが強まつていふのではないかと、つまり、劣位切り捨て、優良シフトというふうな傾向が強まつていふのではないかと、いふことを懸念しておるのです。マル経の窓口が会議所あるいは商工会に独占をされていふ、また先ごろ国会でも指摘がありました、優良得意先だけに資金需要はいかがですかというダイレクトメーを發送する、これは、資金消化については非常に手ごたえだ、それからまた回収も楽なわけですが、金融的な弱者についてはだんだん国民金融公庫が遠い存在になりつつあるのではないかと。

私は、そのことはまた別の機会にいろいろ議論をしたいと思つておるのですが、そういった声が高まつてきておるといふのは、やはり公庫の職員の方々の人数が、仕事があつていふと、それに必らずしも人が伴わない。数字を見ますと、三十五年を一〇〇といひますと、五十一年で職員の数は一六〇くらいと何つておられますが、ところが件数は、三十五年を一〇〇といひますと約二〇〇になつていふ。一人当たりの貸付件数は、四十二年を二〇〇といひますと、五十一年は一七四と三つたり、仕事はどんどんふえていくが、必ずしもそれに伴つて人がふえない。ここに審査がおくれないという苦情が出てくる。それから職員の人たち

が仕事をもち帰る、こういった実情が続いていふ。さらには健康が破壊をされる。五十一年の十二月に実施されたアンケートでは、非常に疲れるというのと疲れるというのを合わせて七七・八%の数字が出ていふ。それから持ち帰り調査では、百三十五の支店のうち百二十三支店では、仕事をもち帰らないと間に合わない、こういう調査結果になつておられます。

私は、金融弱者といわれるところへ本当に金融機関として庶民金融の実を上げていくには、やはり十分なそれに対する人的サービスを確保できるだけの陣容がなければやれない。今度の進学ローンの問題でも同じことだと思つたのですが、新しい制度ですから、何人要求をされて、それに対して何人配置があつたのか、国民金融公庫の総裁からこのことを伺いたいと思つておる。あわせて、全体の人不足の声に対して公庫の総裁、責任者としてどうこたえられるかということも明らかにしたいと思つておる。

○佐竹説明員 お答え申し上げます。

ただいまは、荒木先生から大変行き届いた御注意を賜りましてありがとうございます。

まず冒頭に申し上げたいと思つておるは、国民金融公庫がどうもどうやら優良企業指向の路線を歩んでおるのではなからうかという御指摘がございまして、これは実は私も私もい

まして、大変意外に感じておるわけではございまして、御承知のように、私も国民金融公庫は、国民大衆とともに行くということをスローガンにいたしておるわけではございませぬ。現に現在の貸し出し内容をあらためてみますと、現在大体二百六十万件程度のものがございませぬけれども、そのうちの大体九割近くまでは、従業員の数が二十名未満、こういう小零細の企業の方々をお客様にいたしまして御利用をいただいておりますわけではございまして、その辺はどうかひとつ誤解のございませぬようにお願いを申し上げます。

それからなお、人員の問題でございませぬけれども、なるほど先生御指摘のように、事業分量の増

加と人員増加の伸び率というものを比べになりますと、そういうことに相なるわけではございませぬけれども、その間に実は非常に事務の合理化というものが進んでおるわけではございまして、先生御承知のように、支店にお越しくださいますとすぐおわかりになりますけれども、いまや末端の店々では端末機を備へまして、全部中央のコンピュータセンターに送り込む。前は、貸付台帳というもの全部支店に持つておつたわけではございませぬ。これは大変な事務量で、貸付残高を一日一日整理しながらやりますというものは大変な人手を食つた。これがいまや全部機械化されてしまつて、貸付台帳といふものはもうオンライン支店にはございませぬ。そういうように、これはほんの一例でございませぬけれども、労力を非常に省くための各種の事務の合理化、簡素化といふものが進んでおります。

したがいまして、一方においては、年々歳々支店の増設を予算でお認めいただいておりますが、それに応じた人員もまた増加を認められておる状況でございまして、本年度なども、各種行政整理等の非常に厳しい環境の中で、政府機関の中で百一名という非常にたくさんの方員を削減しようといひました。そういうわけでございまして、今日職員員の労働過重と申しますか、そういう状況にはないわけではございませぬ。

〔野田(穀)委員長代理退席、綿貫委員長代理着席〕

また、健康管理の問題もございませぬ。これにつきましては、非常に綿密な配慮をいたしております。職員員の健康も今日では大変良好な状態に相なつておるわけではございませぬので、持ち帰り労働というお話もございませぬけれども、かつてはそういう時期があるいはあつたのかもしれませぬけれども、今日ではもうそういう持ち帰り労働という実態はございませぬ。たとえば昨年和歌山地方におきましてコレラが発生いたしました。コレラのための緊急融資というものが行われたわけではございませぬが、これがわずかに二カ月ぐらいの間

に一年分ぐらゐの融資をいたしました。そういうようなときには、やはり多少残業をいたしませんと間に合わないというところはございましたけれども、そういう何と申しますか非常に異常な状態を別にいたしますと、超過勤務、いわゆる残業でございませうか、そういうものも一ころに比べますと今日非常に減つてまいっております。そういうようなことでございまして、全体としては、先生に大変御心配をいただいて私ども大変ありがたうなわけでございますけれども、まあまあ今日公庫に課せられましたところの使命達成のためには、どうか今日の陣容をもつておねね円滑に動くことができておるといふことを実は御報告申し上げておきたいと思ひます。

それからなお、予算要求で定員をどのくらい出したのかということでございますけれども、要求の数字というのは、もう予算の査定が済みまうと大体どこでも忘れてしまふわけで、私も実はいまはつきり覚えていないわけですが、いろいろ考えてみますと、大体二百二十名ほど全体としてたしか要求をしたと思ひます。それに対して百一名の査定をいたしました。そのほか、いわゆる統一方針の行政整理を受けておりますものを差し引きますと、純増で六十四名というのが本年度の状況でございます。

○荒木委員 大体間に合つていとお話ですけれども、しかし、それならどうして職場で率直な調査をして、体の調子が悪いというものが約八割、なぜこういう調査結果が出るんでしょうか。また、先ほどおっしゃった二百二十名要求をした。私は、直接職場でそれだけ必要があればこそ要求になったんだと思うのです。積み上げの要求ですと、四百三十九名職員の組合から要求があったというふう聞いておりますが、それに対して実人員としては六十名余りということですから、公庫が要求したのに比べても約二、三割ということにならうかと思ひますが、持ち帰りの方も、具体的に支店の数を挙げて言ひましたが、これは一度実情を調べてこの委員会に御報告いただきたい

い。四十九年のときに国会で質疑になりました、わが党の小林政子議員がその点を指摘をして、当時の総裁が調査をして報告をするという約束があつたんですが、いまだに報告がありません。私が最近聞きましたところでは、九十何%の支店で依然として持ち帰り事務がある、こういうことですから、総裁が言われたことと私どもが聞いていることは全く違ふのです。もう一度持ち帰り事務の状況、それから健康破壊のアンケート調査に対する調査結果、それから二百二十名要求をした根拠、それがなぜ六十名で賄えておるのか。二百二十名要求して六十名で全く支障がありません。大体いけていますというところは、私はちょっとなげぬと思うのです。具体的にひとつこの委員会に報告をいただきたいと思ひます。

ここに政務協のピラがありますが、そうした点をきちんと職場の納得いくようにしていただかないと、渡り鳥、天下り役員、これで許せまうか、というようなことがありまして、元大蔵省銀行局長をお勤めの方が四千二百万円の退職金をいただく。こういうふうなことが職員の間に言われる。私は、国民金融公庫の二十年史を読ませていただきましたが、初代の総裁、副総裁は、開店のときに窓口に出て仕事をしておられるのです。庶民金融の精神を職員と一緒にやるんだということ。ところが、その後の数字を見ますと、役員はいまや二四・一%を占めておる。そういうことで、役員ばかりどんどんふえて、そして実際の仕事をされるところは、持ち帰り事務がふえて健康破壊だということになります。勢いの進歩ロインの事務だつて十分納得のいくようにはできかねるという懸念があると思ひますが、いさゝか時間を超えまして恐縮でございますが、いまの実情報告のお約束だけひとついただいて、質問を終わりたいと思ひます。

○佐竹説明員 その前に、いまの二百二十名の根拠はどうかというお話がございました。これは実は、支店の増設要望と申しますか、要求の数が相

当出てあつたわけでございます。したがつて、そういう支店の数でもって人数というものは大体決まるところがございまして、それが実際の査定で落ちつきましたときに支店の数が大分減りました。そういう関係がございまして御了承願ひたいと思ひます。

なお、持ち帰りの問題につきましては、そういうことのないように十分注意をしておりますし、現にないと思ひつておりますけれども、せっかく先生の御指摘もございまして、なおよく実情を調べてみたいと思ひます。

○荒木委員 健康破壊の問題とあわせて報告していただけますか。

○佐竹説明員 承知いたしました。

○荒木委員 終わります。

○綿委員 委員長代理 永原君。

○永原委員 この法律の第四第一項には、「金融機関に対し、業務の一部を委託する」。現在代理業務をやつておるのは八百四十二行と聞いておりますけれども、大臣は、一体どのくらいの金融機関に認可を与えようとなさつておられるのか、その腹づもりを承りたいと思ひます。

○徳田政府委員 先生御指摘のとおり現在、法四一条一項の金融機関は、地方銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫で、あわせて八百四十二でございます。しかしながら、進学ローンを実施するに当たりましては、いままでの貸し出しは事業資金が主体でございましたけれども、今度一般の国民と広く接触する面をつくる必要があるわけでございます。したがひまして、現在は都市銀行からは要望はございせんけれども、今後都市銀行から要望があれば、これを認める計画でおります。それから、そのほか農協、漁協につきましても、同じく要望があればこれを代理店にする計画でおります。

○永原委員 もうすでに農協あたりは定款変更まで考へて、これを受けるんだというような気持ちでやつておられますので、そういうようなところに、店舗の数などはつきり把握して、地域

的な配分といふことを考へなければならぬと思ひますが、それについては、今後の問題ということに理解してよろしうございませうか。

○徳田政府委員 農協、漁協につきましても、地域に住んでおる方々の利便といふことを中心に考へまして、この進学ローンに関する仕事につきましては、積極的に代理店として認めていきたいと考えております。

○永原委員 先ほど来、各委員から質問が集中しております。大蔵大臣も、まず試行してみ、今後の推移を見ろといふようなお答えがございました。しかし、こゝで言われている七・一%、あるいは五十万円、さらに高校三年、大学四年、こういうようなものを、いまこの場で伸ばすあるいは縮減するといふようなことは、大臣お考えになれませんか。

○村山国務大臣 率直に申しまして、今後の進学ローンの問題は、民間の銀行ではなかなか借りにくい、それよりも有利なところで、金融制度の枠内でまずやつてみたい、こういうことで思ひ切つて踏み切つたわけでございます。いろいろ委員の方から御意見がございまして、考えさせられるところもあるわけでございます。他方また、厚生省におけるいろいろな施設あるいは文部省における先ほどの問題等もございまして、これは篤と考へてみる必要があるという感じがいたしておりますので、私の考へとしては、何とかこれは一遍実施させていただいて、しかる上で、どのような点に問題があるか、そういったものを総合的にひとつ考へさせていただきます、かように思つておるところでございます。

○永原委員 この法律自体に、七・一%とかあるいは五十万円とかあるいは高校三年、大学四年といふことは出てこないわけですが、これは恐らく業務を開始するときに、国民金融公庫法で、業務方法書といふのですか、それを大蔵大臣のところに出して、大臣の認可を受けて初めて決まる問題だと思つて、ですから、これだけ多くの方が訴えて、七・一%についてもまだもう少し安くな

ないかという訴えがある中で、大蔵大臣の認可権の中で解決できる問題だ、こう思いますので、この点についてどういうように、お考えになるか、もう一度お聞かせいただきたい。

○村山国務大臣 先ほど申し上げましたように、民間の金融機関よりは有利なものでやろうというわけでございまして、所得制限も御承知のように、有英資金と同じ程度の四百何十万でしたかぐらひのところを考へてゐるわけでございまして。その所得階層というものは必ずしも低くはないと私は思うのでございしますが、先ほどからいろいろお話がありますようにいろいろな問題点もありますし、それから他の制度との関連もあるわけでございします。これはこれなりに半年ぐらゐ大蔵省の専門家が考へたものでございしますので、私の認可権の範囲にあるものではございしますけれども、鋭意考へた末のものであらうと思つておりますので、一遍これを実施させていたきたい。その上で、いろいろな問題も具体的に考へてまいらう、そういう実物教育の上でわれわれは反省してみたい、かように考へておるところでございします。

○永原委員 国民金融公庫法二十二条によつて純利益が出た場合に、これは予算に繰り入れるようになりすけれども、これは五十三年度の予算は、私は不勉強で調べてこなかったのは申しわけないですが、教へていただきたいのですけれども、五十三年度予算に計上した利益金は幾らくらいになつてゐるのでしょうか。

○佐竹説明員 五十三年度予算は利益はございしません。

○永原委員 こういう利益を出した場合に、この七・一%の方に回すというようなことは、運営上不可能なことでしょうか。

○徳田政府委員 国民金融公庫の金利体系自体は、それぞれの資金の性質によつて決まつてゐるわけでございまして、収益があるかないかということから決められてゐるわけではないわけでございします。国民金融公庫あるいはその他の政府関係機関にいたしましても、場合によっては補給金を

受けあるいは一般会計から無利息の借り入れをして、そのような金利体系を維持してゐるわけでございしますので、収益に連動させて金利を動かすことは現在考へておりません。

○永原委員 文部省の方に来ていただいていないのですけれども、先ほど質問の中でいろいろ出ましたが、七・一%というものについて、ただ金融機関として考へた場合には運営が無理だらうと思ひます。だけれども、文教政策としてこういうものを考へた場合に、同じ税金にはなりますけれども、たとえば文部省で利子補給を考へるというやうなことについて、大臣はどういうようにお考へになりますでしょうか。

○村山国務大臣 さつきから検討させていたきたいと言つたのは、そういう問題を含めて検討させていただきたいということをお願いしてゐるわけでございます。

○永原委員 じゃ、ぜひその点は御検討をお願いしたいと思ひます。

それから、もとへ戻りまして、四条の「委託」といふのは、片務契約的な一方的な行為なんではないか、それとも双務契約的な行為なんではないか。

○徳田政府委員 「委託」は、法律的な解釈でございしますと、事務の処理にその本質がございまして、法律行為または事実行為を他の機関に依頼するものをいうとされてゐるわけでございします。実際には双務契約になつてゐるわけでございします。

○永原委員 この四項のところで、「第一項の規定による大蔵大臣の認可があつた場合には、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を委託することができ」といふ中でそのことがはつきりするわけですが、次の項の、「第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（第二十五条第一項において「受託金融機関」という。）とありまして、これは第一項を受けるのではなくて、第四項を受けてこういうやうな言葉を使うべきじゃないですか。

○徳田政府委員 この第四条の第四項の規定は、

銀行法、相互銀行法、それぞれの金融機関に関する固有の法律におきまして、国民公庫から委託ができる旨を規定してゐる法律もございしますし、それから、消極的に付随業務についての規定だけをしてゐるものもございします。その辺の解釈を明らかにするための念のための規定でございします。したがって、第五項の「第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関」という意味は、どこまでも第四条第一項の「業務の一部を委託することができ」といふところを受けた規定でございします。

○永原委員 法の十八条第三項ですか、先ほどから論議されて、高等学校、高等、大学、これには盲聾学校や養護学校の高等部を含む、こういうお話がございしました。郵便貯金法の七条六号の進学積立郵便貯金の対象になるのは、これと同じ表現を使つてありますけれども、やはり同じ分野になつてゐるのでしょうか。

○徳田政府委員 これは全く同じ意味でございします。

○永原委員 たとえば国家試験を受ける、資格を取らなければならぬ、そういうやうなことで各種学校があるのです。学校教育法の適用は受けていない各種学校になつてゐますので、そういうものの適用はこの法文からするとないと思ひますが、そういう国家試験を受けるためのやうなやうな特殊な学校というのには対象にすべきではないかと思ひますけれども、いかがなものでしょうか。

○徳田政府委員 先生御指摘の各種学校その他につきましては、財政資金を使う制度としての程度の範囲まで認めるべきかという問題かと思ひますが、現在のところは含めないというふうな考へております。しかしながら、今後制度の運営の実態を見きわめながら、その問題についても検討はしてまいりたいと思ひます。

○永原委員 同じ質問が繰り返されてゐますので、なるべく簡単に終わりますけれども、私いろいろ調べてみました。労働金庫というのは、低所得者が利用してゐる、一般組合員、未組織労働者が対象になつてやつております。労働金庫全般を通ずる進学ローン、これは金利が高くなつておりますが、私、静岡ですけれども、静岡の労働金庫は現在七・二%、三百万、こういうやうなことで運営がなされてゐるのです。これは未組織労働者の場合には七・五六、〇・三六の引き下げは組合員だけ、据置きの場合にそういうやうな措置がなされております。こういう四百六十万前後の人、それ以下の低所得者、そういう者に対して労働金庫は措置をしながら三百万の貸し付けを行つてゐるわけです。

これを件数で見てもいけますと、この二月、三月に借り入れたのが六百三十件ぐらゐでございします。貸した金が三億六千万。県信連は、件数はもつと少ないのですけれども、二百七十五件で三億一千七百万。そのぐらゐの金で、それぞれ一人当たり平均しますと、労働金庫の場合が五十三万、それから農協の場合が百十五万ぐらゐになります。うか、そのぐらゐの額になつてまいります。こういう低所得階層でも、五十三万の金を借りても子供を進学させよう、そういう熱意をこういふところに見るわけです。

この額について検討するとおっしゃいましたので、それ以上申しせんけれども、ぜひこの額がふえるようにしていただきたい。農協は八・一六%ですから高いですが、静岡の労働金は、これは手前みそですけれども、県の中においても住宅資金の貸し付けについていろいろ利子補給などをしながら育ててきた金庫ですが、そういうものがこういうやうに低金利で金を貸してゐる実態を見ると、やはり必要性というのには強く感じますので、こういう点の是正については大蔵大臣の認可権の中にあることですから、十分考へていただきたい。お願いいたします。お気持ちをもう一度聞いて終わります。

○村山国務大臣 何しろ初めてのことでございしますので、このやうな金融事情の中でやらしていただきますが、十分検討させていただきたいと思ひ

○綿貫委員長代理 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○綿貫委員長代理 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○綿貫委員長代理 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長代理 ただいま議決いたしました本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表して、野田毅君外五名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○佐藤親委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

最近における高等学校、大学等への進学資金の家計負担の実情に顧み、今般、国民金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫において、新たに進学資金の貸付業務を行うこととなりましたが、貸付金の限度額、貸付利率、返済期間等については、今後、検討を要する点があると思われましますので、本附帯決議案は、政府に対し、これらの点について、一層適切な措置を講ずるよう要請するものであります。

以下、案文の明記により内容の説明にかえさせていただきます。

国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

議(案)

政府は、本法施行に当り、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 貸付金の限度額については、実情に即するよう適宜見直しを行うこと。
- 一 貸付条件については、今後実情に即して改善を図るよう検討すること。
- 一 返済不能者等が発生する場合等を考慮し、その対応策について検討すること。

何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○綿貫委員長代理 これにて趣旨の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

○綿貫委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。村山大蔵大臣。

○村山國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿って配意いたしたいと存じます。

○綿貫委員長代理 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

○綿貫委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○綿貫委員長代理 次回は、来る十二日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時四十九分散会

昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

臨時措置法

目次

- 第一章 総則(第一条 第三条)
- 第二章 特別減税の額(第四条)
- 第三章 特別減税額に係る還付及び申告等(第五条 第十二条)
- 第四章 雑則(第十三条 第十六条)
- 第五章 罰則(第十七条 第十九条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、一年限りの特例措置として、昭和五十二年分の所得税について、特別減税を行うための必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 居住者 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。
- 二 非居住者 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。
- 三 控除対象配偶者 所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者をいう。
- 四 扶養親族 所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族をいう。
- 五 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書(当該確定申告書

に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。)をいう。

六 納税地 所得税法第一編第五章に規定する納税地をいう。

七 源泉徴収 所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収をいう。

八 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

九 決定 国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。

十 充当 国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。

十一 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。

十二 昭和五十二年分所得税 居住者に係る昭和五十二年分の所得税(同年分の所得税に対する租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の規定の適用については、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)附則第二条の規定が適用されたものをいう。以下同じ。)又は非居住者に係る昭和五十二年分の所得税(所得税法第六十五條に規定する総合課税に係る所得税に限る。)で、次に掲げる所得税及び附帯税を含まないものをいう。

イ 租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項及び第八条の四第一項(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第九号)以下「昭和五十二年租税特別措置法改正法」という。附則第三条第一項の規定により昭和五十二年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この号において「昭和五十二年改正前の租税特別措置法」という。)(第三條第一項の規定の例によることとされる場合並びに昭和五十二年租税特別措置法改正

法附則第四條第一項の規定により昭和五十二年改正前の租税特別措置法第八條の二第一項及び第八條の四第一項の規定の例により課される所得税並びに租税特別措置法第四十一條の六第一項の規定により徴収された所得税で同条第二項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたもの及び同法第四十一條の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の規定により同項に規定する償還を受ける時に徴収される所得税とみなされたもの（昭和五十二年租税特別措置法改正法附則第八條の規定により昭和五十二年改正前の租税特別措置法第四十一條の十二の規定の例によることとされる場合において同条第四項の規定により同項に規定する償還を受ける時に徴収される所得税とみなされたものを含む。）

（特別減税を受けることができる者）
第三條 居住者又は非居住者は、この法律により、その者の昭和五十二年分所得税につき、特別減税を受けることができる。

る場合において同条第五項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたものを含む。）
（特別減税額）
第四條 前条に規定する特別減税額は、居住者又は非居住者について六千円（昭和五十二年分所得税につき適用される所得税法第八十三條第三項に規定する配偶者控除に係る控除対象配偶者又は同法第八十四條第三項に規定する扶養控除に係る扶養親族を有する居住者については、当該金額に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき三千円を加算した金額）とする。ただし、当該金額が当該居住者又は非居住者の昭和五十二年分所得税額を超える場合には、特別減税額は、当該昭和五十二年分所得税額に相当する金額とする。

第二章 特別減税の額

（特別減税額）

（特別減税を受けることができる者）
第三條 居住者又は非居住者は、この法律により、その者の昭和五十二年分所得税につき、特別減税を受けることができる。

（特別減税額）
第四條 前条に規定する特別減税額は、居住者又は非居住者について六千円（昭和五十二年分所得税につき適用される所得税法第八十三條第三項に規定する配偶者控除に係る控除対象配偶者又は同法第八十四條第三項に規定する扶養控除に係る扶養親族を有する居住者については、当該金額に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき三千円を加算した金額）とする。ただし、当該金額が当該居住者又は非居住者の昭和五十二年分所得税額を超える場合には、特別減税額は、当該昭和五十二年分所得税額に相当する金額とする。

2 前項に規定する昭和五十二年分所得税額は、昭和五十二年分所得税につき所得税法第二編第二章第四節、第三章、第四章及び第六十五條並びに租税特別措置法第八條の六、第十條、第二十四條、第二十五條、第二十五條の二、第二十八條の四、第二章第四節第二款から第八款まで、第三十八條、第三十九條、第二章第五節第一款、第四十一條の四及び第四十一條の五並びに昭和五十二年租税特別措置法改正法附則第五條の規定を適用して計算した所得税の額とする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する特別減税の額及び昭和五十二年分所得税額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項に規定する特別減税の額は、特別減税額という。

第三章 特別減税額に係る還付及び申告等（居住者の申告税額に係る特別減税額の還付）

第五條 昭和五十三年六月一日以前に、昭和五十二年分所得税について、確定申告書（所得税法第二百二十條第一項第四号に掲げる金額が記載されている申告書並びに同法第二百二十三條第一項並びに第二百六條第二項及び第二百七條第三項の規定による申告書を除く。）を提出し、又は更正若しくは決定を受けた居住者（その者が、第十條第一項に規定する基準日在職者に該当する者である場合には、申告税額対減税額を有する者に限る。）は、納税地の所轄税務署長に対し、特別減税額（当該申告税額対減税額を有する者については、特別減税額のうち当該申告税額対減税額に相当する部分の金額）に相当する所得税の還付を請求することができる。

2 前項の規定による還付の請求をすることができる者が当該還付の請求をしないで死亡した場合には、その相続人（包括受遺者を含む。）は、当該死亡した者に係る同項に規定する税務署長に対し、当該還付の請求をすることができる。

3 第一項又は前項の規定による還付の請求をしようとする者は、その還付を受けようとする所得税の額、その計算の基礎その他大蔵省令で定める事項を記載した還付請求書を第一項又は前項に規定する税務署長に提出しなければならない。

4 税務署長は、前項の還付請求書の提出があつた場合には、その請求の基礎となつた特別減税額その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求に係る金額を限度として所得税を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する。

5 前項の規定による還付金について国税通則法第五十八條第一項に規定する還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項又は第二項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をする

のに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

6 第一項に規定する申告減税額対減税額とは、昭和五十三年六月一日以前に、第十條第一項に規定する基準日在職者が昭和五十二年分所得税について確定申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その者の同項に規定する給与特別減税額が特別減税額に満たないときにおける特別減税額から当該給与特別減税額を控除した金額をいう。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（死亡した者の準確定申告に係る特別減税額の還付）
第六條 前条第一項の規定は、昭和五十三年六月一日以前に、昭和五十二年分所得税についての確定申告書を所得税法第二百二十四條第一項（同法第二百二十五條第五項において準用する場合を含む。）又は第二百二十五條第一項若しくは第二項の規定により提出したこれらの規定に規定する相続人について準用する。

2 前条第二項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定による還付の請求をしようとする者が当該還付の請求をしないで死亡した場合には、その相続人（包括受遺者を含む。）は、当該死亡した者に係る同項に規定する税務署長に対し、当該還付の請求をすることができる。

3 前条第三項から第七項までの規定は、第一項において準用する同条第一項の規定による還付の請求及び前項において準用する同条第二項の規定による還付の請求についてそれぞれ準用する。

（居住者の確定申告の場合の特別減税）
第七條 居住者は、昭和五十三年六月二日以後において昭和五十二年分所得税の確定申告書（所得税法第二百二十條第一項第四号に掲げる金額が記載されている申告書及び同法第二百二十三條第一項の規定による申告書を除く。）を提出する場合においては、当該申告書に同法第二百二十條第一項各号に掲げる事項のほか特別減税額その他大蔵

のに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

6 第一項に規定する申告減税額対減税額とは、昭和五十三年六月一日以前に、第十條第一項に規定する基準日在職者が昭和五十二年分所得税について確定申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その者の同項に規定する給与特別減税額が特別減税額に満たないときにおける特別減税額から当該給与特別減税額を控除した金額をいう。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（死亡した者の準確定申告に係る特別減税額の還付）
第六條 前条第一項の規定は、昭和五十三年六月一日以前に、昭和五十二年分所得税についての確定申告書を所得税法第二百二十四條第一項（同法第二百二十五條第五項において準用する場合を含む。）又は第二百二十五條第一項若しくは第二項の規定により提出したこれらの規定に規定する相続人について準用する。

2 前条第二項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定による還付の請求をしようとする者が当該還付の請求をしないで死亡した場合には、その相続人（包括受遺者を含む。）は、当該死亡した者に係る同項に規定する税務署長に対し、当該還付の請求をすることができる。

3 前条第三項から第七項までの規定は、第一項において準用する同条第一項の規定による還付の請求及び前項において準用する同条第二項の規定による還付の請求についてそれぞれ準用する。

（居住者の確定申告の場合の特別減税）
第七條 居住者は、昭和五十三年六月二日以後において昭和五十二年分所得税の確定申告書（所得税法第二百二十條第一項第四号に掲げる金額が記載されている申告書及び同法第二百二十三條第一項の規定による申告書を除く。）を提出する場合においては、当該申告書に同法第二百二十條第一項各号に掲げる事項のほか特別減税額その他大蔵

省令で定める事項を記載することにより、昭和五十二年分所得税につき特別減税額に相当する税額の軽減又は還付を受けることができる。この場合において、同条並びに同法第二百二十二

条、第二百二十八条、第三百三十八条及び第三百三十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定の中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

所得税法第二百二十条第一項	配当控除の額	配当控除の額と昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法（昭和五十三年法律第 号）第四条第四項（特別減税額）に規定する特別減税額との合計額
所得税法第二百二十条第一項第三号	所得税の額	所得税の額及び昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第四条第四項に規定する特別減税額並びに当該所得税の額から当該特別減税額を控除した金額に相当する所得税の額
所得税法第二百二十条第一項第五号	政令で定める金額がある場合には、当該金額	政令で定める金額若しくは昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第十条第一項（基準日在職者に係る給与と特別減税額の還付）に規定する給与と特別減税額がある場合には、これらの金額
所得税法第二百二十条第三号	交付される源泉徴収票	交付される源泉徴収票（当該給与と所得に係る第二十八条第一項（給与と所得）に規定する給与等のうち第八十五条第一項第三号（労働した日）に支払われる給与等に）に掲げる給与等については、当該給与等の金額等を証する書類として大蔵省令で定めるものを含む。
所得税法第二百二十条第一項	その年分の所得税	昭和五十二年分所得税
所得税法第二百二十条第一項	第二百二十条第一項	昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段（居住者の確定申告の場合の特別減税）の規定により読み替えられた第二百二十条第一項
所得税法第二百二十条第三項	第二百二十条第三項	昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段の規定により読み替えられた第二百二十条第三項
所得税法第二百二十条第一項（確定所得申告）	第二百二十条第一項	昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段（居住者の確定申告の場合の特別減税）の規定により読み替えられた第二百二十条第一項（確定所得申告）
所得税法第二百二十条第一項	第二百二十条第一項	当該第二百二十条第一項第三号
所得税法第二百三十八条第一項及び第二項	第二百三十八条第一項	昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段（居住者の確定申告の場合の特別減税）の規定により読み替えられた第二百三十八条第一項

所得税法第二百三十八条第三項	翌日	翌日（第一項の規定による還付金の額のうち同項の申告書に記載された昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第四条第四項（特別減税額）に規定する特別減税額に相当する金額については、当該申告書の提出があつた日の翌日以後三月を経過する日の翌日とし、同日以後に納付された当該源泉徴収税額に係る還付金については、その納付の日の翌日とする。）
所得税法第二百三十八条第四項	第一項の規定による還付金を同項	第一項の規定による還付金（前項に規定する特別減税額に係る還付金を除く。）を第一項
所得税法第二百三十八条第一項	第八号	昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段（居住者の確定申告の場合の特別減税）の規定により読み替えられた第二百三十八条第一項第八号
所得税法第二百三十八条第二項	還付金の還付をする場合において、同項	還付金（同項の確定申告書に記載された昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第四条第四項（特別減税額）に規定する特別減税額に相当する金額に係る還付金を除く。）の還付をする場合において、第一項
所得税法第二百三十八条第三項	翌日	翌日（前項に規定する特別減税額に係る還付金の額については、第一項の確定申告書の提出があつた日の翌日以後三月を経過する日の翌日とし、同日以後に納付された当該予納税額の還付金については、その納付の日の翌日とする。）
所得税法第二百三十八条第四項	第一項の規定による還付金	第一項の規定による還付金（第二項に規定する特別減税額に係る還付金を除く。）

（死亡に係る準確定申告の場合の特別減税）

第八条 前条の規定は、昭和五十三年六月二日以後、昭和五十二年分所得税についての確定申告書を所得税法第二百三十八条第一項（同法第二百三十五条第五項において準用する場合を含む。）又は第二百三十五条第一項若しくは第二項の規定によりこれらの規定に規定する相続人が提出する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「第二百三十八条第一項」とあるのは「昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段（居住者の確定申告の場合の特別減税）の規定により読み替えられた第二百三十八条第一項」と、「第二百三十八条第二項」とあるのは「昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段（居住者の確定申告の場合の特別減税）の規定により読み替えられた第二百三十八条第二項」として、これらの規定を

2 前項の規定の適用がある場合には、所得税法第二百三十五条第四項中「第二百三十八条第三項」とあるのは「昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段（居住者の確定申告の場合の特別減税）の規定により読み替えられた第二百三十八条第三項」と、同法第二百三十九条中「第二百三十八条第一項第三号」とあるのは「昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段（居住者の確定申告の場合の特別減税）の規定により読み替えられた第二百三十八条第一項第三号」として、これらの規定を

適用する。

(非居住者の特別減税)

第九条 第五条から前条までの規定は、非居住者の昭和五十二年分所得税についての特別減税額に相当する所得税の還付及び確定申告書を提出する場合の特別減税額に相当する税額の軽減又は還付について準用する。

(基準日在職中に係る給与特別減税額の還付)

第十条 所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)の支払者(以下この条において「主たる給与支払者」という。)は、当該主たる給与支払者から昭和五十二年中の主たる給与等(居住者が同法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この条において同じ。)のうちその年最後に受けるものの支払を受ける居住者で、かつ、昭和五十二年六月一日において当該主たる給与支払者から主たる給与等の支払を受ける者であるもの(以下この条において「基準日在職者」という。)に対し、同年六月又は七月のいずれかの月で大蔵省令で定めるところにより源泉徴収に係る所得税の納税地の所轄税務署長に届け出た月(当該主たる給与支払者がこの項の規定による還付を同年六月又は七月以外の月において行うことにつき相当の理由があると認められる場合には、政令で定めるところにより、当該税務署長が当該還付を行うことが適当であると認められた月)において、第四条第一項本文に規定する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額(当該金額が、昭和五十二年給与源泉税額を超える場合には、昭和五十二年給与源泉税額とする。以下この条において「給与特別減税額」という。)に相当する所得税を還付しなればならない。

2 前項に規定する昭和五十二年給与源泉税額とは、主たる給与支払者が基準日在職者の昭和五十二年中の所得税法第百九十条第一号に規定す

る給与等につき同条の規定(租税特別措置法第四十一条の二又は第四十一条の五の規定の適用がある場合には、これらの規定を含む。)を適用して求めた所得税法第百九十条第二号に掲げる税額(当該基準日在職者がその者の当該給与等の金額が千円を超えていることにより同条の規定が適用されなかった者である場合には、当該基準日在職者に対し当該主たる給与支払者が昭和五十二年中に支払うべきことが確定した給与等につき同法第百八十三条第一項の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額の合計額)をいう。

3 税務署長は、基準日在職者が昭和五十二年六月一日以前に昭和五十二年分所得税につき確定申告書を提出し、若しくは更正を受けたことによりその者の特別減税額が給与特別減税額に満たないと認められる場合、又は基準日在職者の給与特別減税額の計算がこの法律の規定に従っていないかつた場合その他調査したところと異なる場合には、大蔵省令で定めるところによりその旨及び当該特別減税額又は給与特別減税額を当該基準日在職者に係る主たる給与支払者に通知しなればならない。

4 特別減税額に係る前項の通知を受けた主たる給与支払者は、当該通知に係る基準日在職者に対する第一項の規定による還付については、当該通知に係る特別減税額を基礎として計算した給与特別減税額により行わなければならない。ただし、主たる給与支払者が同項の規定による還付をした後において特別減税額又は給与特別減税額に係る前項の通知を受けた場合には、当該主たる給与支払者は、当該通知を受けた日以降に当該通知に係る基準日在職者に対し最初に支払う給与等又は所得税法第百九十九条に規定する退職手当等の支払の際、その者に当該還付をした金額のうち当該通知に係る特別減税額又は給与特別減税額を超える部分の金額に相当する所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

らない。

5 前項ただし書の規定により徴収して納付すべき所得税は、主たる給与支払者については、源泉徴収に係る所得税とみなして、所得税法、国税通則法及び国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の規定を適用するものとし、基準日在職者については、当該所得税に相当する金額は第一項の規定による還付を受けなかったものとみなす。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方法、源泉徴収に関する所得税法の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(更正又は決定の場合の特別減税)

第十一条 昭和五十二年六月二日以後に、居住者又は非居住者の昭和五十二年分所得税に關し更正又は決定をする場合には、第四条第一項に規定する昭和五十二年分所得税額から特別減税額を控除するものとする。

(特別減税額に係る国税通則法の適用の特例)

第十二条 第五条第四項(第六条及び第九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による還付を受けた場合には、その者に係る昭和五十二年分所得税については、当該還付に係る還付請求書に記載された特別減税額(第五条第四項の規定により、税務署長が還付した還付金の額を限度とする。)は、昭和五十二年六月一日以前に提出された確定申告書又は同日以前にされた更正若しくは決定に係る通知書に記載された国税通則法第二条第六号ホ又はヘに掲げる事項とみなして、同法中申告、更正若しくは決定又は更正をすべき旨の請求に關する規定を適用する。この場合においては、当該確定申告書又は当該通知書に記載されている納付すべき税額又は還付金の額に相当する税額については、当該納付すべき税額から当該特別減税額を控除した後の税額又は当該還付金の額に相当する税額に当該特別減税額を加算した

後の税額が記載されていたものとみなす。

2 居住者又は非居住者が昭和五十二年分所得税につき特別減税を受けた場合におけるこれらの者が納付すべき昭和五十二年分所得税に係る附帯税に關する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第七条(第八条第一項及び第九条において準用する場合を含む。第三号において同じ。)の規定による軽減又は前条の規定による控除を受けた場合には、その確定申告書の提出又は更正若しくは決定により納付すべき昭和五十二年分所得税に係る附帯税の計算の基礎となる税額は、当該納付すべき所得税の額に当該軽減又は控除に係る特別減税額(政令で定める場合には、政令で定める税額。以下この号において同じ。)を加算した後の税額とし、当該計算の基礎となる税額のうち当該軽減又は控除を受けた特別減税額に相当する税額について国税通則法第六十条第二項の規定により延滞税を計算する場合におけるその計算の基礎となる期間の末日は、当該確定申告書の提出の日又は当該更正若しくは決定に係る通知書を発した日とする。

二 昭和五十二年分所得税について納付すべき税額を減少させる更正で前条の規定による特別減税額の控除を伴うものがあつた場合においても、当該特別減税額に相当する税額に係る更正の効力は、既に納付すべき税額が確定した附帯税に及ばないものとする。

三 第五条第四項の規定による還付を受けた所得税に係る特別減税額又は第七条の規定による軽減若しくは還付若しくは前条の規定による控除を受けた特別減税額が過大であつたことに伴い、昭和五十二年分所得税についてこれらの還付に係る還付金の額に相当する税額を減少させ、又は納付すべき税額を増加させる修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該修正申告書の提出又は更正により納付すべき税額のうちこれらの特別減税額に相

当する税額について国税通則法第六十条第二項の規定により延滞税を計算する場合におけるその計算の基礎となる期間の始期は、これらの還付のための支払決定をした日若しくはこれらの還付に係る還付金につき充当をした日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）又は当該軽減若しくは控除を受けた特別減税額に係る確定申告書の提出の日若しくは更正若しくは決定に係る通知書を発した日の翌日とする。

第四章 雑則

（基準日在職者の還付金の支払明細書）

第十三条 第十条第一項に規定する基準日在職者に対し同項の規定により所得税の還付をする同項に規定する主たる給与支払者は、大蔵省令で定めるところにより、その還付金の額その他必要事項を記載した支払明細書を、その還付の際、その還付を受ける者に交付しなければならぬ。

（当該職員の見問検査権）

第十四条 国税庁又は税務署の当該職員は、この法律に基づく特別減税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 この法律に基づく特別減税を受けることができる者又は当該特別減税を受けることができる者と認められる者

二 第十条第一項の規定による所得税の還付をする義務がある者又は当該還付をする義務があると認められる者

2 前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 所得税法第二百三十六条の規定は、国税庁、国税局又は税務署の当該職員が第一項の規定による質問又は検査をする場合について準用する。

（特別減税額に係る国に対する請求権の期間制限）

第十五条 この法律に基づく特別減税額に係る国に対する請求権で、第七条後段の規定により読み替えられた所得税法第二百二十条第一項又は第八条第一項後段の規定により読み替えられた同法第二百二十四条第一項（同法第二百二十五条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二百二十五条第一項（これらの規定を第九条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出する義務がある者に係るものは、当該申告書に係る昭和五十二年分所得税につき国税通則法第七十条及び第七十一条の規定により更正又は決定をすることができ期間を経過した日以後においては、これを行使することができない。

2 この法律に基づく特別減税額に係る国に対する請求権（前項に規定する請求権を除く。）については、当該請求権をその権利を有する者に係る昭和五十二年分の所得税の還付金に係る国に對する請求権とみなして、国税通則法第七十四条の規定を適用する。前項の期間内に行使された請求権に基づき生じた還付金に係る国に對する請求権についても、また同様とする。

（政令への委任）

第十六条 第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定による当該職員の質問に對して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

二 前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他の不正の行為により、第五条第四項（第六条及び第九条において準用する場合を含む。）の規定による還付を受け、又は第七条後段（第八条第一項及び第九条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた所得税法第二百二十条第一項第三号に規定する特別減税額に係る同号に規定する所得税の額につき所得税を免れた者

二 第十条第一項の規定により還付すべき所得税を還付しなかつた者

三 第十条第四項の規定により徴収して納付すべき所得税を徴収せず、又は当該所得税を納付しなかつた者

四 第十三条に規定する支払明細書を同条に規定する還付の際当該還付を受ける者に交付せず、又はこれに偽りの記載をして当該還付を受ける者に交付した者

第十九条 法人（所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（当該法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。）

2 前項に規定する人格のない社団等について同項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

この法律は、昭和五十三年六月一日から施行する。

理由

昭和五十二年分の所得税について、一年限りの特例措置として、特別減税を実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、約三千億円である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の十四第四号イ中、又は都道府県知事、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは市長に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行し、改正後の租税特別措置法第四十一条の十四の規定は、同日以後になされる寄附について適用する。

理由
政治活動に関する寄附の個人拠出を二層助長するため、寄附金控除の特例措置を指定都市の議会の議員、市長若しくはこれらの公職の候補者に係る政治団体又は当該公職の候補者に対する寄附についても及ぼすこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、約五百万円である。

国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案
国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

（国民金融公庫法の一部改正）
第一条 国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業資金」を「事業資金等」に改める。

第四条の見出しを「業務の委託等」に改め、同条第一項中「他の金融機関」を「金融機関に對し、に、代理させる」を「委託する」に改め、同条第四項中「他の金融機関」を「金融機関に對し、に、代理させる」を「委託する」に改め、同条第六項及び前項を、前三項に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「業務の一部を代理する金融機関」を「業務の委託を受けた金融機関(第二十五條第一項において「受託金融機関」という。)」に、「代理業務」を「委託業務」に、「者」を「もの」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項を、前二項に、金融機関」を「金融機関又は郵政省」に、「その業務の一部を代理せよとする」を「業務を委託しようとする」に、「代理業務」を「委託業務」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定による大蔵大臣の認可があつた場合には、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を委託することができる。

第四条第一項の次に次の一項を加える。

2 公庫は、前項の規定による場合のほか、大蔵大臣の認可を受けて、第十八條第一項の規定による進學資金の小口貸付けの業務のうち、郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第七條第一項第六号に規定する進學積立郵便貯金の預金者で同法第六十三條の二の規定により郵政大臣のあつせんを受けるものからの当該進學資金の小口貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該進學資金の小口貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を郵政省に委託することができる。

第十八條第一項中「生業資金の小口貸付」を「生業資金及び進學資金の小口貸付け」に改め、同条第二項中「生業資金の小口貸付」を「生業資金の小口貸付け」に、「且つ」を「かつ」に改め、

同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する進學資金の小口貸付けとは、進學(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるもの)に進學することをいう。以下同じ。をする者又はその者の親族で、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対して、進學のために必要な小口の資金を融通することをいう。第十九條第二項中「第四條第二項」を「第四條第三項」に、「代理業務」を「委託業務」に改める。第二十五條中「第四條第一項の規定により業務を代理する金融機関に對し貸付」を「受託金融機関に對し、貸付け」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公庫は、第四條第二項の規定により業務を委託した郵政省に對し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。

第三十一條中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十二條各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に改め、同条第三号中「生業資金の小口貸付」を「生業資金及び進學資金の小口貸付け」に改める。

第三十三條中「一万円」を「五万円」に改める。

第四十七條中「第三十六條の八第一項の規定及び第四十一條の二から第四十一條の五までの規定」を「第三十七條の八第一項の規定及び第四十二條の二から第四十二條の五までの規定」に改める。

(沖繩振興開發金融公庫法の一部改正)

第二條 沖繩振興開發金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第二号中「及び」を「並びに」に、「恩給等」を「進學資金の小口貸付けを行い、及び恩給等」に改め、同条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 進學資金の小口貸付け 国民金融公庫法第十八條第三項に規定する進學資金の小口貸付けをいう。

第二十條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公庫は、前項の規定による場合のほか、主務大臣の認可を受けて、第十九條第一項第二号の規定による進學資金の小口貸付けの業務のうち、郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第七條第一項第六号に規定する進學積立郵便貯金の預金者で同法第六十三條の二の規定により郵政大臣のあつせんを受けるものからの当該進學資金の小口貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該進學資金の小口貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を郵政省に委託することができる。

第二十九條第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、第二十條第二項の規定により業務を委託した郵政省に對し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。

第三十七條第一項各号列記以外の部分中「十万円」を「二十万円」に改める。

第三十八條中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十九條各号列記以外の部分中「三万円」を「十万円」に改める。

第四十條中「一万円」を「五万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第二條 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「生業資金以外の資金の小口貸付」を「同条第一項の規定による小口貸付け以外の小口貸付け」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第三條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項各号列記以外の部分中「の外」を「のほか」に、「左」を「次に」に改め、同項第二号中「日本放送協會」の下に「国民金融公庫、沖繩振興開發金融公庫」を加え、同項第三号中「買上」を「買上げ」に改め、同項第五号中「受入払渡」を「受入れ払渡し」に改める。

第九條各号列記以外の部分中「左」を「次に」に改め、同条第一号中「受入払渡」を「受入れ払渡し」に改め、同条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 国民金融公庫又は沖繩振興開發金融公庫から委託された業務を処理すること。

第九條第十一号中「受払」を「受払い」に改め、同条第十三号中「取扱上」を「取扱い上」に、「補てん」を「補てんに」に改め、同条第十六号中「基く」を「基づく」に改め、同条第二十一号中「預かり金」を「預り金」に改め、同条第二十四号中「の外」を「のほか」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第四條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「取扱」を「取扱い」に、「又は國際電信電話株式会社を、國際電信電話株式会社、國民金融公庫又は沖繩振興開發金融公庫」に、「買上」を「買上げ」に、「売さばき」を「売りさばき」に、「受入払渡」を「受入れ払渡し」に改める。

(郵便法の一部改正)

第五條 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「受入払渡」を「受入れ払渡し」に、「売さばき」を「売りさばき」に、「買上」

を「買上げ」に、「又は国際電信電話株式会社」を「国際電信電話株式会社、国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫」に、「左の」を「次の」に改める。

理由

最近における高等学校、大学等への進学のために必要な資金の負担の实情にかんがみ、国民金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において進学資金の小口貸付けの業務を行うことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。